

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する意見提出者

(五十音順、敬称略)

意見提出者		合計 26者
1 企業		計 22者
名称	代表者氏名等	
イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	千本 倅生
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	鈴木 正誠
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	立川 敬二
株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	田邊 忠夫
株式会社ツーカーセルラー東京 (ツーカーグループ代表)	代表取締役社長	津田 裕士
株式会社電算	取締役情報システム研究所長	青木 敏
株式会社ドコモAOL	法務・商務部	田島浩史
株式会社パワードコム	代表取締役社長	白石 智
KDDI株式会社	代表取締役社長	小野寺 正
ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社	代表取締役社長	フィル・グリーン
ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社	代表取締役社長	山本 泉二
ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長	孫 正義
東京電力株式会社	取締役情報通信事業部長	藤本 孝
西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	上野 至大
日本テレコム株式会社	代表執行役	ロナルド・ティー・レメイ
日本電気株式会社	BIGLOBE事業本部 事業本部長	谷岸 一善
日本電信電話株式会社	代表取締役社長	和田 紀夫

ニフティ株式会社	代表取締役社長	古河 建純
東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	三浦 惺
富士通株式会社		
ボーダフォン株式会社	代表執行役社長兼CEO	ダリル・イー・グリーン
匿名希望		
2 その他団体		計 3者
名称	代表者氏名等	
社団法人テレコムサービス協会 政策委員会		
社団法人日本インターネットプロバイダー協会	事務局長	中村 龍太郎
社団法人日本経済団体連合会 情報通信委員会 通信・放送政策部会	部会長	前田 忠昭
3 個人		計 1者
氏名	所属等	
林 秀弥	神戸市外国語大学	

意見書

平成15年11月4日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門3-8-21

(ふりがな) いー・あくせす かぶしがいしゃ

氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいていようとりしまりやくしやちよう せんもと さちお

代表取締役社長 千本 倅生

連絡先 企画部

mailto: [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

平成15年10月7日に公告された「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」および「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に関し、別紙の通り意見を提出します。

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」
に対する弊社の意見

【1】「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」

①競争対象を行う範囲（p.6）

- ・ 競争評価を行う対象範囲を決定する際には、たとえばIP電話やADSLサービスはインターネット接続にもデータ通信にも含まれることから①固定電話～⑤データ通信の各対象範囲ごとにサービス名を特定することにより明確化することが適当と考えます。

②競争状況を分析、評価する（p.9）

- ・ 従来、反競争的と思われる事象については、個別に事業者から監督官庁に判断を求めることによりその是非を問うケースが殆どでありました。本施策では能動的に市場を評価することによって競争が機能していない場合にはその状態を解消するために施策を検討するといった方向性が示されたことは歓迎いたします。
- ・ なお、競争状況の分析評価及びその経緯若しくはパラメータについては、可能な限り（関係事業者の合意形成が得られる場合）その判断結果及び判断基準を公表すべきと考えます。個別の事例にかかる判断基準については、当社の過去の経験上、不明確な事例がありましたし、事業者にとっては市場評価に対する先見性の基準にもなりますので、特に明確にして頂くことを要望します。

～～事例～～

平成13年11月29日付け総基デ第411号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が導入するマイラインとフレッツサービスのセット割引に対する意見の申出について（通知）」のなかで、「当該セット割引については、現時点では料金変更命令の対象となるものではないものの、公正な競争を阻害するものであるかどうか引き続き注視し調査していく必要のあるものと考えている。このため、総務省としては、NTT東西に対し、今後4年間にわたり、フレッツISDN及びフレッツADSLサービスの提供に係る収支状況並びに当該セット割引利用者数を前者については毎事業年度経過後6ヶ月以内に、後者については四半期ごとに、総務省に報告することを求めることとした。」となっていますが、その調査結果や判断結果については公表されていません。

- ・ 日本の電気通信サービス市場を分析するにあたっては、NTT東西に対しては他の事業者へのアプローチとは別の考え方が必要です。この基本方針（案）では特に言及していませんがNTT東西のような不可欠設備（第一種指定電気通信設備）を設置する第一種電気通信

事業者が新分野（ADSLサービス、FTTHサービス等）サービスを行う場合には、従来サービスからの内部相互補助の有無に対する分析が重要ですので、内部相互補助についても支配力の梃子（レバレッジ）として要因分析することはこの基本方針（案）にも明記されているため、競争市場の分析、評価する場合は、「第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の収支」を特に考慮する内容の記述を本報告書へ反映することを強く要望いたします。

③支配力の梃子（レバレッジ）（p. 39）及び

④不可欠設備等がサービス市場に与える影響（p. 39）

（内部相互補助について）

- ・ 「内部相互補助、情報の目的外利用等、別市場において支配力を有する事業者による他市場からのレバレッジについて分析」とありますが、特にNTT東西のような第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者はその収支構造に着目する必要があると考えます。
- ・ たとえばADSLのコロケーション費用においては、NTT東西は実際費用のコストベースで設備使用料を算定している一方で、NTT東西が接続事業者に請求する際は再取得価格で設備使用料を算定するなど、内部取引と競争事業者との取引条件と算定方法が違うため公正競争上問題があると考えます。
- ・ このようにNTT東西の自社利用と他社が支払う接続料金とではコロケーション費用の算定方法が全く異なること、それゆえNTT東西が費用の分計をサービスごとで不可能なことから、現在の会計方法でNTT東西が提出するデータだけでは内部相互補助が行われているかどうか、内部取引と競争事業者との取引とが不平等になっていないか、総務省・公正取引委員会でも調査不可能となっています。
- ・ シェアで競争が進展していると判断されたとしても、内部相互補助により競争事業者よりも著しく優位なコスト構造となっている場合は、長期的に健全な競争市場とならない可能性が高いと考えます。内部相互補助を阻止するための方法としては、分社化、事業部制にするなどで会計区分を明確に分計するほかありません。
- ・ NTT東西の業務範囲拡大として、平成14年度に「Lモード」、平成15年度には「県間フレッツ」「IP電話」が認可されましたが、内部相互補助がないと明確に証明する方法は残念ながら現在のところありません。このような業務範囲拡大の各サービスすべてが「電話サービスという既存設備に追加費用を加えたもの」として増分コストで費用を算定しているためNTT東西の各新サービスの費用負担が著しく低く抑えられるのに対して、現在、NTT東西が接続事業者に請求している接続料の一部（特にコロケーション費用）が「増分コストでの算定」ではなく、「再取得原価ベースの算定」であるのは公正な競争環境とは言えず、新規事業者の参入障壁にもつながるといえます。
- ・ 少なくとも、今回のインターネット接続サービスの市場を競争評価するにあたって、NTT東西のフレッツサービスシリーズは、「③支配力の梃子」及び「④不可欠設備等がサー

ビス市場に与える影響」を分析・評価を行う上では、NTT東西の費用を接続（競争）事業者と同じ算定方法（単価×設備数）で算定した場合の収支などをシミュレーションし比較分析していただき内部相互補助がないかどうか、ご判断いただけますよう強く要望いたします。

（NTTグループの支配力について）

- ・ NTTグループ（NTT東西、NTTコミュニケーションズ、ぷららネットワークス、NTT-ME、NTTネオメイト、アッカ・ネットワークス等）の影響度の大きさについては周知の事実であり、競争評価をおこなう場合には、NTTグループに限り個々の事業者単位ではなく特にグループとしての評価を行って頂けるよう要望します。したがって競争評価の定性的な要因分析としてNTTグループの競争力を分析することは、重要な要点の一つであるので、「支配力の梃子（レバレッジ）」及び「不可欠設備がサービス市場に与える影響」はNTT東西及び個々の事業体だけでなく、情報収集をおこない競争評価をする上ではNTTグループとして判断して頂くよう要望します。

【2】「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」

①「第1. 平成15年度の分析対象について」（p.2～3）

- ・ 本年度の対象は、インターネット接続サービスになっていますが、特にブロードバンドインターネット市場においては、市場の立上期であり、競争評価の分析方法を確立していない段階では、最適とはいえないのではないかと考えます。この分野を対象にする場合には、その前提としてまずは競争が有効に機能しているか 市場をめぐる制度環境の評価について明確にすることが先決であると考えます。

②「第3. 供給者（電気通信事業者）側からの情報収集の方法と内容について」（p.6）

- ・ 競争評価の中でボトルネック設備を有する事業者の支配力のレバレッジについては、十分に評価をしていただけますよう強く要望いたします。
- ・ 事業者間取引状況としては、代替サービスの有無が事業展開のボトルネックになることがありますので、それぞれの調達に際しての代替サービスの有無も情報収集すべきと考えます。
- ・ たとえばADSL事業であれば、接続事業者はNTT東西に対し、メタル回線ごとの接続料金だけでなく、コロケーション費用や中継系用のATM回線及びダークファイバ回線など、多額の取引を行っております。このような調達方法として代替性のない設備に関するNTT東西との取引額が対象になると考えます。特に、NTT東西のコロケーション設備不足により、一時期ADSLサービスの展開に支障をきたした経緯がありますので、コロケーション設備（スペース、電源、MDFなど）の調達については重要と考えます。

③「第5. 市場確定における利用者属性について」（p.16）

- ・ 「通常は個人と法人を区別してサービスを提供していないと予想される」とありますが、個人と法人では需要特性が大きく異なることから、市場確定の際には可能な限り分離して評価される必要があると考えます。
- ・ たとえば、インターネット接続回線サービスの調査対象としては専用回線、IP-VPN、

広域イーサネット、フレームリレー、ATMが含まれていますが、これらのサービスはほぼ100%が法人ユーザであること、インターネット接続のために利用されるよりはイントラネット構築など業務用回線の手段として用いられる場合のほうが多いと推察されることから、市場確定の中では十分な注意をしていただきたいと考えます。

④調査対象と収集すべき情報 (p. 30～35)

- ・ 今回、電気通信事業者へのアンケート内容（案）のうち、以下の内容については、事業者からの情報の収集を行ううえで十分な配慮を要望いたします。
 - ・ 都道府県別契約数
 - ・ 都道府県別売上高
 - ・ 電気通信事業者間取引の相手事業者毎の支払高
- ・ これらの情報については、当社の場合でいえば、通常公表をしていない経営情報であり、データの使用方法・目的が明確に確定していない状況によっては提出が困難な場合（例：事業者からの提出データがそのまま広く一般へ公開される場合など）があります。また、他事業者においても同様の事情により、データの使用方法・目的如何によっては、情報収集量自体への影響をあたえ分析を行うにたる情報量の収集が困難になることも想定されるため、総務省殿においては、収集項目の決定、収集対象時期、利用方法及び公表・非公表などの扱い方については、対象事業者の事業活動に支障を与えることにならないよう、あらかじめ対象事業者の意見を最大限反映し決定すべきであると考えます。

以上

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」
に対する意見

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課 御中

郵便番号100-8019

(ふりがな) とうきょうと ちよたく うちさいわいちょう
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
(ふりがな) えぬ・てい・てい・こみゆにけーしょんずかぶしきがいしや
氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
すずき まさのぶ
代表取締役社長 鈴木 正誠

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に対し、別添のとおり意見を提出します。

本提出書に関する連絡先
経営企画部 渉外担当 電話：

FAX： [REDACTED]

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）及び平成 15 年度実施細目（案）に対する意見

【総 論】

競争評価に際しては、事業者への負担の軽減及び分析の効率化の観点から、公表データ等で一定の分析を行った上で不足するデータを洗い出し、真に必要なデータを絞った上でその理由とともに事業者へのデータ提供を要請すべきと考えます。

また、競争評価は、最終利用者と事業者の間の市場を中心に分析するという考え方に沿ったものにすべきと考えます。

（1）事業者間取引について

本競争評価の直接の対象は、電気通信事業者と最終利用者間の取引を中心にすべきであり、まずは、当該取引分野における競争評価を行うべきと考えます。

事業者間取引の契約においては、守秘義務協定を締結しているものもあり、そのようなデータ提出については、相手側の同意が必要となります。最終利用者と事業者の間が競争的であるにも拘わらず、最初から全ての事業者間の取引を対象として事業者へデータの要請を行うことは、事業者に負担を課すものとなります。したがって、事業者間の取引については、競争評価の効率的な運営の観点から、最終利用者と事業者間における評価において、競争的でない可能性がある市場に係る取引に限定して分析することとし、その際に初めて事業者へデータ提出を要請する方法をとるべきと考えます。

なお、仮に事業者間の取引に関するデータを収集し、評価を行うのであれば、守秘義務のあるデータであること等を考慮し、関連する事業者へ事前に公表内容を照会いただくなどの配慮をお願いいたします。

（2）データの収集について

今回の競争評価において、事業者へ各種データを要請されようとしています。事業者の有するデータは企業秘密に該当し公表できないデータも含まれており、なるべく公表データを用い極力事業者からのデータを必要としないよ

うな手法を用いていくべきと考えます。

なお、事業者からのデータ提供については、一部の事業者に過度な負担とならないようにするとともに、事業者側の負担も考慮いただき、データ提出に際しては十分な期間を要することをご理解いただきたいと思います。

(3) 事業者からの提供データの扱い

事業者に提供を要請されるデータについては、企業秘密に該当し公表できないデータも含まれており、その扱いについては、事業者の意見を十分に斟酌した上で、個社別のデータが明確にならないようその管理並びに分析及び公表において厳重な管理が必要と考えます。

なお、事業者に提供を要請されるデータについては、企業秘密に該当し公表できないデータも含まれ厳重な管理が必要であり、当該目的外への利用を行わないことを担保する必要があると考えます。

以上のような観点から、基本方針（案）及び平成 15 年度実施細目（案）に対する具体的な意見を以下のとおり述べます。

I. 電気通信事業分野の競争状況に関する基本方針（案）に対する意見

項番	頁等	原案	修正案	理由等
1	P14 (3)	供給者（電気通信事業者等）等から直接に収集し、分析に用いるデータ等は原則公開する。保護を要する情報については、集計、加工するなど、取扱いに配慮する。また、電気通信事業者の規模や業態に関わらず、全ての電気通信事業者から一律に情報を収集することは現実的でないの で、小規模な事業者等の負担に配慮する。	供給者（電気通信事業者等）等から直接に収集し、分析に用いるデータ等は原則公開する。保護を要する情報については、集計、加工するなど、取扱いに配慮する。また、電気通信事業者の規模や業態に関わらず、全ての電気通信事業者から一律に情報を収集することは現実的でないの で、小規模な事業者等の負担に配慮する <u>とともに、一部の事業者に一方的な負担を課すことがないように配慮し、効率的な収集を行う。</u>	事業者へデータ等を要請する際には、一部の事業者に一方的な負担を課すことがないように配慮し、収集方法・要請するデータの公平性を確保すべきと考えます。 また、事業者に提供を要請されるデータについては、各事業者の企業秘密に該当し公表できない重要なデータも含まれていることから、その扱いについては、事業者の意見を十分に斟酌していただいた上で、個社別のデータが明確にならないような厳重な管理及び分析・公表への配慮が必要と考えます。
2	P15 (6)	(6)電気通信事業者側に提出を求めるデータ等を特定して、そのデータ等がどう いう分析のために必要なかを説明する。	(6)電気通信事業者側に提出を求めるデータ等を特定して、そのデータ等がどう いう分析のために必要なかを説明する。 <u>また、事業者から収集するデータは、本競争評価のみに利用するものであり、その他の目的への利用は行わない。</u>	事業者に提供を要請されるデータについては、各事業者の企業秘密に該当し公表できない重要なデータも含まれていることから、当該競争評価以外への利用を行わないことを担保する必要があると考えます。
3	P22 (4)	3-3市場の多重構造 物理的なネットワーク設置者のサービスや機能が事業者間で取引される分野も	3-3市場の多重構造 物理的なネットワーク設置者のサービスや機能が事業者間で取引される分野も	本競争評価の直接の対象は、電気通信事業者と最終利用者間の取引を中心にすべきであり、まずは、当該取引分野にお

	<p>あるが、本競争評価で競争の状況を分析・評価しようとする直接の対象ではない。しかし、電気通信事業者と最終利用者との間の取引は、当該電気通信事業者が他の電気通信事業者との間に成立する取引分やの影響を強く受ける。その影響を定量的にせよ、定性的にせよ分析することは、競争評価の重要な要素となる。例えば、最終利用者向けサービスが取引される市場の競争状況に強く影響する不可欠設備等の分析がそれに相当する。</p>	<p>あるが、本競争評価で競争の状況を分析・評価しようとする直接の対象ではない。しかし、電気通信事業者と最終利用者との間の取引は、当該電気通信事業者が他の電気通信事業者との間に成立する取引分やの影響を強く受ける。<u>したがって、電気通信事業者と最終利用者との間の取引の分析において、「競争的でない可能性もある」場合、当該市場に関する事業間市場について、その影響を定量的にせよ、定性的にせよ分析することは、競争評価の重要な要素となる。</u>例えば、最終利用者向けサービスが取引される市場の競争状況に強く影響する不可欠設備等の分析がそれに相当する。</p>	<p>ける競争評価を行うべきと考えます。</p> <p>事業者間取引の契約においては、守秘義務協定を締結しているものもあり、そのようなデータ提出については、相手側の同意が必要となります。最終利用者と事業者の間が競争的であるにも拘わらず、最初から全ての事業者間の取引を対象として事業者ヘデータの要請を行うことは、事業者に負担を課すものとなります。したがって、事業者間の取引については、競争評価の効率的な運営の観点から、最終利用者と事業者間における評価において、競争的でない可能性がある市場に係る取引に限定して分析することとし、その際に初めて事業者ヘデータ提出を要請する方法をとるべきと考えます。</p>
--	---	--	--

Ⅱ. 電気通信事業分野の競争評価に関する平成 15 年度実施細目（案）

項番	頁等	現案	修正案	理由等
1	P6～7 (2)①	<p>①インターネットの領域では、電気通信事業者は様々な形でネットワークの形成に係わり、サービスの提供構造を構成しているので、その実態にできるだけ沿って情報を収集する。</p> <p>例えば、・・・可能になる。こうしたネットワーク形成を可能としているのは事業者間の取引であることから、分析対象自体は最終利用者向けサービス市場ではあっても、その市場の競争状況を大きく左右する要因として、これら事業者間の取引に関する情報も収集する。</p>	<p>①インターネットの領域では、電気通信事業者は様々な形でネットワークの形成に係わり、サービスの提供構造を構成しているので、<u>電気通信事業者と最終利用者との間において競争的でない可能性がある</u>と評価された際、その実態にできるだけ沿って情報を収集する。</p> <p>例えば、・・・可能になる。こうしたネットワーク形成を可能としているのは事業者間の取引であることから、分析対象自体は最終利用者向けサービス市場ではあっても、<u>当該市場において競争的でない可能性がある</u>と評価された際、その市場の競争状況を大きく左右する要因として、<u>当該市場に関する事業者間の取引に関する情報も収集する。</u></p>	<p>基本方針案に対する意見項番3と同じ。</p>
2	P12 (4)	<p>(4) 情報の方法と公開 (略)</p> <p>なお、保護すべき情報の扱いには注意し、具体的なデータ等の公表にあたっては、加工や集計の処理を施すこととする。</p>	<p>(4) 情報の方法と公開 (略)</p> <p>なお、保護すべき情報の扱いには注意し、具体的なデータ等の公表にあたっては、加工や集計の処理を施すこととする。</p> <p>また、事業者から収集するデータについ</p>	<p>基本方針案に対する意見項番2と同じ。</p> <p>なお、事業者に提供を要請されるデータについては、企業秘密に該当し公表できないデータも含まれており、その扱いについては、事業者の意見を十分に斟酌していただいた上で、個社別のデータが明確にならないよ</p>

			<u>ては、本競争評価のみに利用するものであり、その他の目的への利用は行わない。</u>	う、その管理並びに分析及び公表において厳重な管理が必要と考えます。
3	P13 ②	②電気通信事業者間の取引 ○ インターネット接続回線サービス (以下略)	②電気通信事業者間の取引 <u>電気通信事業者と最終利用者との間において競争的でない可能性がある」と評価された市場に関し以下のデータを収集する。</u> ○ インターネット接続回線サービス (以下略)	基本方針案に対する意見項番3と同じ。 なお、仮に事業者間の取引を収集し、評価を行うのであれば、企業秘密に該当し公表できないデータも含まれていることを考慮し、関連する事業者へ事前に公表内容を照会いただくなどの配慮をお願いいたします。
4	P30～ 35	【別添2】調査対象とすべき情報		競争評価に際し、事業者に収集すべき情報が個々に記載されていますが、各々のデータの必要性が示されていません。競争評価を最適なものとする観点から、競争評価に際し、各々のデータをどのように利用するかの方考え方を示すべきと考えます。
5	P30	インターネット接続サービス ○都道府県別 AP 設置数（年次、過去3年間の推移）		AP 数については、接続可能な電話番号数、接続可能な MA 数等様々な解釈が可能と考えられるため、その定義を明確にすべきと考えます。なお、弊社としては、インターネット接続市場の評価との観点からは、単位区域内料金で接続可能な MA 数でのカウントが妥当と考えます。
6	P30	インターネット接続サービス ○ 都道府県別契約数（月次、過去3年間の推移）	インターネット接続サービス ○ 契約数（月次、過去3年間の推移）	○インターネット接続サービスにおいては、お客様は、そのサービス提供エリアにおい

		<p>推移) ≪再掲≫ インターネット接続回線の種類ごとに契約数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随時接続型 (<u>加入電話、ISDN、携帯電話/PHS</u>) ○ 常時接続型 (<u>ISDN、xDSL、FTTH、CATVインターネット、FWA</u>) ○ 公衆無線 LAN ・ <u>その他 (専用回線、IP-VPN、広域イーサネット、フレームリレー、ATM、その他)</u> 	<p>≪再掲≫ インターネット接続回線の種類ごとに契約数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随時接続型 ○ 常時接続型 (xDSL、FTTH) ○ 公衆無線 LAN 	<p>て、どこからも接続することが可能であり、必ずしも申込をいただいた住所に利用が限定される訳ではありません。特にダイヤルアップ型であれば、お客様は全国どこでも利用可能であり、都道府県別の契約数については、実態と乖離するものとなっています。仮にそのデータを用いて評価をする際には、その収集は新たな事業者への負担になると想定されるため、全国ベースの契約数で十分と考えます。</p> <p>○アクセス回線毎の契約数についても同様に、DSL 接続を想定しているサービスプランをご利用であっても、ダイヤルアップで利用される等の状況があり、実態に合っておりません。特に、加入電話と ISDN の区分については、把握不可能であり、再掲の区分のくくりについては、ブロードバンド接続か否か等の大まかなくくりである、随時型もしくは常時接続型、公衆無線 LAN の区分で十分と考えます。</p> <p>○各事業者のサービス提供方法は様々であり、契約数の管理も区々（メールアドレス数、コンテンツ会員を含む等）であると考えられるため、契約数の定義を明確にすべきと考え</p>
--	--	--	--	---

				ます。
7	P30	インターネット接続サービス ○都道府県別売上高（年次、過去3年間の推移）	インターネット接続サービス ○売上高（年次、過去3年間の推移）	インターネット接続サービスにおいては、お客様は、そのサービス提供エリアにおいて、どこからも接続することが可能であり、必ずしも申込をいただいた住所に利用が限定される訳ではありません。特にダイヤルアップ型であれば、お客様は全国どこでも利用可能であり、実態と乖離するものとなります。仮にそのデータを用いて評価をする際には、その収集は新たな事業者への負担になると想定されるため、全国ベースの売上高で十分と考えます。
8	P32	公衆無線 LAN ○都道府県別契約数（月次、契約約款で定める細区分別、過去3年間の推移） ○都道府県別売上高（年次、過去3年間の推移）	公衆無線 LAN ○契約数（年次、過去3年間の推移） ○売上高（年次、過去3年間の推移）	全国でサービス提供を行う事業者にとっては、経営上都道府県別契約数の管理する必然性はなく、仮にその集計を行うとすれば膨大な稼働が生じ、その負担が大きいため、事業者への負担の観点から、都道府県別の契約数までのデータはご容赦願いたいと考えます。 契約約款で定める区分毎の契約者数については、各社の提供サービスに応じて様々であり、整合性を十分にとれない可能性があるとともに、事業者にとっては、詳細なデータ

				集計が必要で膨大な稼動が生じるため、サービスマクロの数値で十分と考えます。
9	P32 ～ 33	FWA 専用回線（高デジ、ATM 専用） IP-VPN 広域イーサネット フレームリレー ATM における各データ	左記5サービスについて削除。	<p>専用回線、IP-VPN、広域イーサネット、フレームリレー、ATM については、サービスの利用用途として、企業ユーザが企業内通信網を構築し、その利用用途の一部としてインターネットに接続して利用する、もしくは、ISP 事業者が自社のサービスネットワークの一部として利用する等も想定されますが、サービス提供事業者においてはその利用用途を把握できず、インターネット接続用に特化したデータを集計することは不可能です。したがって、インターネット接続市場を対象とする競争評価の趣旨に沿ったデータにならないため、今回の調査の対象外にすべきと考えます。</p> <p>仮に、インターネット接続用か否かの区別が不可であっても、データの収集が必要であるとするならば、事業者への負担軽減を考慮し、各種公表数値若しくは報告規則に基づき御省へ提出しているデータを用いるべきと考えます。</p>
10	P34	表2 電気通信事業者間の取引①	表2 電気通信事業者間の取引① 以下については、電気通信事業者と最終利	基本方針案に対する意見項番3と同じ。 なお、仮に、事業者間取引に関するデー

	<p>IRU</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット接続回線サービス又はインターネット接続サービスを提供するために設定しているIRUの対象設備の種類及び当該設備設置者名 ○ 都道府県別・都道府県間別 IRU 設定区間と各区分での回線数（ダークファイバの場合は芯線数） ○ <u>相手別の年間支払額</u> <p>卸電気通信役務（約款再販も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット接続回線サービス又はインターネット接続サービスを提供するために契約している卸電気通信役務の名称及びその契約の相手方事業者名 ○ 卸電気通信役務の提供区域（ダークファイバの芯線利用に関する契約の場合は、その芯線数と提供区間） ○ <u>相手別の年間支払額</u> <p>相互接続</p>	<p><u>用者との間において競争的でない可能性がある」と評価された際、当該市場に関するものについて収集する。</u></p> <p>IRU</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット接続回線サービス又はインターネット接続サービスを提供するために設定しているIRUの対象設備の種類及び当該設備設置者名 ○ 都道府県別・都道府県間別 IRU 設定区間と各区分での回線数（ダークファイバの場合は芯線数） <p>卸電気通信役務（約款再販も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット接続回線サービス又はインターネット接続サービスを提供するために契約している卸電気通信役務の名称及びその契約の相手方事業者名 ○ 卸電気通信役務の提供区域（ダークファイバの芯線利用に関する契約の場合は、その芯線数と提供区間） <p>相互接続</p>	<p>タ収集を行うにしても、相手側事業者名、提供区域若しくは回線数、芯線数等の設備容量を表すデータで十分と考えます。事業者間の取引額については、事業者の営業上重要な情報であるとともに、当該情報の提供により相手側事業者の信用を失い、営業上の不利益を被る可能性を否定できないものであり、その収集については最も慎重であるべきと考えます。</p> <p>また、仮に事業者間の取引を収集し、評価を行うのであれば、経営上重要なデータであること等を考慮し、関連する事業者へ事前に公表内容を照会いただくなどの配慮をお願いいたします。</p>
--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット接続回線サービス又はインターネット接続サービスを提供するために相互接続している役務名称及びその相手方事業者名 ○ 相互接続しているサービスの提供区域（局間伝送路などの中継系伝送路設備に関する相互接続の場合は、その芯線数と提供区間） ○ <u>相手別の年間支払額</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット接続回線サービス又はインターネット接続サービスを提供するために相互接続している役務名称及びその相手方事業者名 ○ 相互接続しているサービスの提供区域（局間伝送路などの中継系伝送路設備に関する相互接続の場合は、その芯線数と提供区間） 	
11	P34	<p>表3 電気通信事業者間の取引②</p> <p>トランジット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>トランジット</u>相手の電気通信事業者名 ○ <u>相手別の年間支払額</u> <p>ピアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ピアリング</u>相手の電気通信事業者名 ○ <u>相手別の年間支払額</u> 	<p>表3 電気通信事業者間の取引②</p> <p><u>以下については、電気通信事業者と最終利用者との間において競争的でない可能性がある」と評価された際、当該市場に関するものについて収集する。</u></p> <p><u>トランジット又はピアリング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相手の電気通信事業者名 	平成 15 年実施細目案に対する意見項番 10 と同じ。
12	P35	<p>表4 伝送路設備の設置状況</p> <p>端末系伝送路設備</p> <p><u>利用者の電気通信設備に接続される伝送</u></p>	<p>表4 伝送路設備の設置状況</p> <p>端末系伝送路設備</p> <p><u>利用者の電気通信設備に接続される伝送</u></p>	伝送路の設置状況については、案に示されているような詳細なデータは事業者にとって集計に稼働を要するものであり、各事業者

		<u>路設備の都道府県別の種類別回線数（二線式、同軸、光、その他（四線式）等）</u>	<u>路設備の芯線延長（二線式、同軸、光、その他（四線式）等）</u>	の設備の構築状況を把握する意図であれば、事業者の有する伝送路設備の芯線延長のみで十分と考えます。
13	P35	表4 伝送路設備の設置状況 中継系伝送路設備 <u>加入者交換機と中継交換機との間、中継交換機相互間を結ぶ伝送路設備の都道府県別・都道府県間別の種類別回線数（光、その他）</u>	表4 伝送路設備の設置状況 中継系伝送路設備 <u>中継系伝送路設備の芯線延長（光、その他）</u>	

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する意見の提出について

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号	100-6150
住所	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
代表取締役社長	立川 敬二(たちかわ けいじ)

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」について、別紙の通り意見を提出します。

本意見書に関する連絡先 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：

メールアドレス：

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」
及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年
度実施細目(案)」に対するドコモ意見の提出について

平成15年11月4日
株式会社NTTドコモ

はじめに

- 「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」について、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。
- つきましては、当社の意見を次のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

1. 「基本方針(案)」に対する意見

項目	意見
<p>実施細目の策定 と情報収集等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆競争評価を行うにあたり、①分析対象の決定、②市場の画定、③競争状況の分析と評価の各段階において、透明性が求められる点は、「基本方針(案)」(5頁の(5))に記載されている通りである。 ◆情報の収集と公開については、「基本方針(案)」(14頁の(3))に記載されているところであるが、とりわけデータの取得については、法省令における規定を前提とするとともに、データの公開については、競争状況の分析結果に基づく判断の透明性確保の観点から、競争評価の実施の際に、すべての事業者を同条件で扱うことで公開情報の格差を解消する必要がある。
<p>競争状況の 分析と評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆創業者リスクや創意工夫を競争状況の分析・評価においても十分考慮することで、事業者の取り組みインセンティブを高め、参入や競争が促進され、競争評価の目的実現に寄与することに留意する必要がある。 ◆シェアを唯一の指標とせず、その他の指標も考慮した上で、競争状況を評価する枠組みを適切とする点は、「基本方針(案)」(33頁の②)のご指摘の通り。更には、競争政策の第一義的な目的は、サービスの多様化・高度化や料金の低廉化を実現して、競争の利益を利用者に還元することであるため、サービスの多様化や料金の低廉化状況といった指標を相対的に重視すべきである。 ◆シェアについては、「基本方針(案)」(33頁の③)で述べられているように、「当該事業者の経営・営業努力の結果である」とも考えられることから、結果的なシェア値のみで直ちに判断するのではなく、公正かつ有効な競争をベースに創意工夫をこらして新サービスを開発・提供し、あるいは顧客満足度を維持したことによる結果か否かといった要因を十分考慮すべきである。 この点、「基本方針(案)」では、「①サービスの多様化は必ずしも市場の競争の結果とは限らない」、「②サービスの多様化が新規参入を難しくする側面もある」とした上で、当該指標が「活発な競争の存在を意味するかどうかは注意を要する」としている。(40頁の(6)) ①については、ご指摘の判断が成立し得るのはあくまで例外と考えられ、原則は競争の結果と捉えるのが適切であること、また②については、すべて先行事業者と同様のサービスを提供していくことが新規参入事業者の戦略とは限らず、むしろ実態は既存事業者との差別化の方向が一般的と考えられることから、ご指摘は適切とは言い難い。 ◆その際、料金水準の変化のみならずサービスの多様化についても、国際比較やサービス導入頻度といった側面で極力定量化に努め、その上で定量化が本質的にできない要素、例えば経営方針や顧客からの信頼性やニーズ、サービス提供の安定性といった定性要素の分析を行うアプローチが望ましい。
<p>総合評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「基本方針(案)」(43頁の(1))でご指摘の通り、競争評価の結果、必ずしも「競争的である」か否かが二者択一的に判断できるものではないと考える。従って、「競争的でない」という判断を行う場合は、明確かつ客観的な根拠が求められ、当該判断をもとにした「規律のあり方」や競争評価の継続は、極力慎重に行うべきである。

2. 「平成15年度実施細目(案)」に対する意見(1/2)

◆今回は、「未解決の課題を実践の中で取り上げ、競争評価の手法を完成に近づけていく」というステージにあるとの認識ではあるものの、実施細目(案)における当社の意見・懸念は以下の通り。

項目	意見
分析対象	<ul style="list-style-type: none">◆インターネット接続分野を取り上げることに對しては、特段の異論はない。◆但し、インターネット接続分野は、市場の変動が激しく、流動的である。新サービスや新商品が相次ぎ導入され、フロー(純増減)シェア・トラヒックシェアが大きく変動し、サービス・料金も多様化が急速に進展している。(別紙1~3) とりわけモバイルにおいては、技術革新により2Gから3Gへの変革期を迎えるとともに、サービス競争の激化に伴いビジネスモデルも変容しつつあり、市場の変動が特に著しい。(別紙4)◆このような状況下での、客観的かつ合理的な市場画定は必ずしも容易とは考えられないが、十分検討・検証することが必要である。◆つまり、上記を認識した上で、「実施細目(案)」(3頁の③)における「競争評価の手法を完成に近づけていくという点で初年度にふさわしい」とするスタンスは、一定の理解はできるが、一方、評価結果によっては規律見直しのトリガーとなることもふまえると、「様々な課題」に係わらず、競争評価の各段階において、客観性・合理性が求められると考える。
情報収集の方法と内容	<ul style="list-style-type: none">◆競争評価の実施にあたり、関係事業者全てが、前向きにデータ提供を行う必要があることは言うまでもない。 但し、「実施細目(案)」(12頁の(4))で述べているとおり、今回提出の要請を受けているデータにおいては、収集できないものもあり、市場画定の単位や競争評価分析方法のあり方と現実的な制約双方のバランスを考慮することで、再考が必要となる可能性がある。◆需要サイドからの情報収集として、「実施細目(案)」(36頁の2(1))によれば Webアンケートによる収集をすることとなっているが、そもそも偏った層によるサンプルとなり、客観性を担保できない恐れがある。◆また、「実施細目(案)」(36頁の2(2))によれば 2,000程度のサンプル数を予定しているとのことだが、母数が十分とはいえず、十分な分析結果が得られない恐れがある。

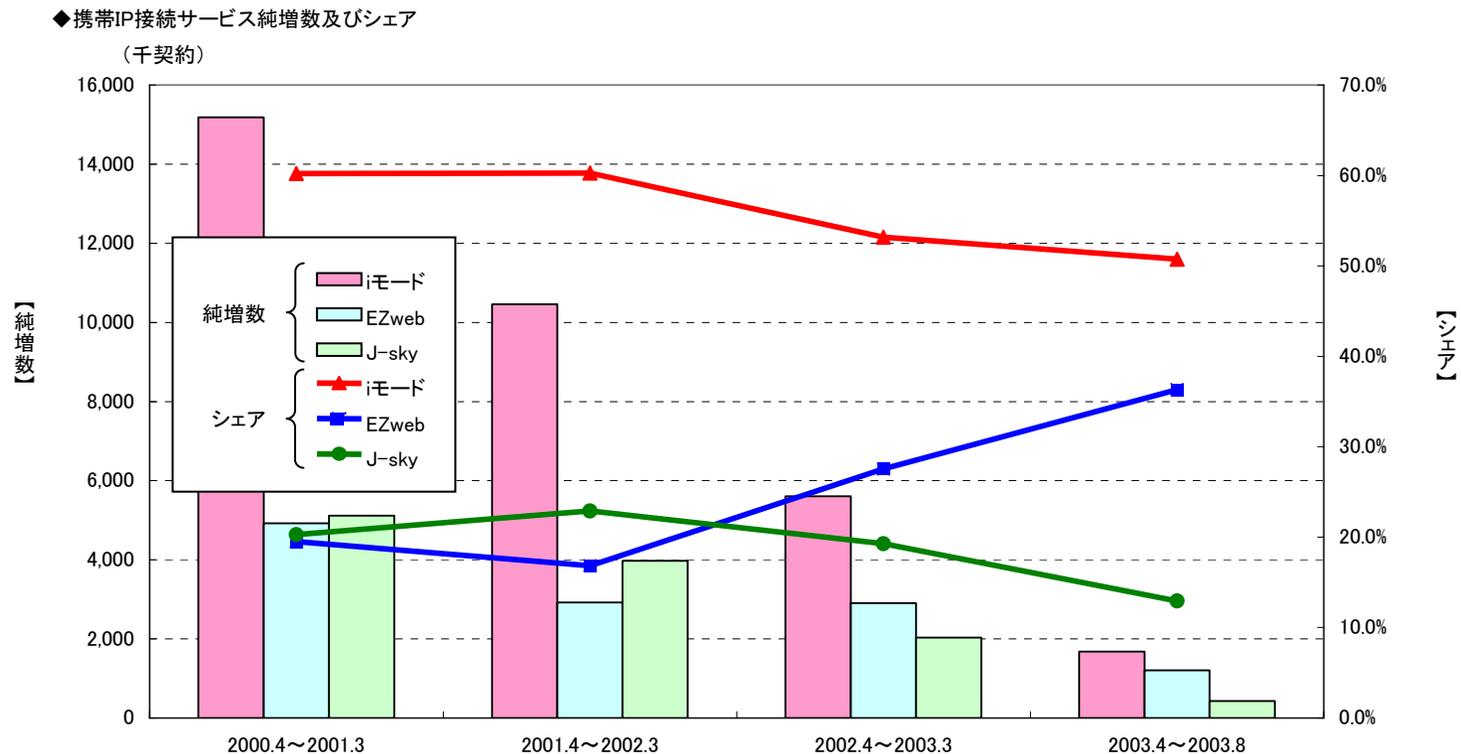
2. 「平成15年度実施細目(案)」に対する意見(2/2)

項目	意見
市場画定手法	<ul style="list-style-type: none"> ◆「実施細目(案)」で述べているとおり、利用者属性については、個人と法人とでは利用目的と実態に相違がある(16頁の(1))と想定され、地理性については、地域ごとの競争状況に応じた考慮が必要(19頁の(2))と考えられる。 ただし、市場の細分化はデータの取得・分析が困難になることにつながるという実際上の制約もふまえ、画定にあたっては十分な検討・検証が求められる。 ◆「実施細目(案)」(20頁の(2))で述べている「離散選択モデル」の適用にあたり、「入れ子型ロジットモデル」や「最尤推定法」は、結果が必ずしも安定的とはならず、客観性や合理性が担保できなくなる可能性も指摘されているところであり、実施にあたっては、留意する必要がある。
競争状況の分析と評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆特に、規制が緩やかであったが故に、日本のインターネット接続分野は目覚ましい成長を遂げてきた。(別紙5) ◆各社が創業者リスクを負いつつ創意工夫を凝らしてサービス展開を行っており、ブロードバンド時代を迎えサービス・料金とも多様化の一途を辿っているため、市場における自由競争を行う環境が、従前にも増して求められている。 ◆上記の市場認識及び市場画定が必ずしも容易とは言い難い状況においては、定量的または定性的な指標とも、その各指標を勘案する順序、軽重や優先順位を明確化することは困難を伴うものと想定されるものの、評価プロセスの透明性や客観性の確保の点からは、これらの点は予め明確にしておくべきと考える。 ◆その点、「基本方針(案)」によるフロー(純増減)やサービスの多様化の分析の視点が、必ずしも明らかにされていないが、市場の変動性・流動性が大きいことから、一層フロー(純増減)やサービス・料金の多様化状況の分析の必要性が高いと考えられる。 ◆今回の競争評価は、競争促進政策のベースとして機能するものと理解するが、競争促進とともに通信の安定性や信頼性、並びに設備投資インセンティブの確保及びユーザ保護といった側面も重要であり、これらのバランスを図った政策運営が必要である。

(別紙1)モバイルインターネット接続市場の競争状況

◆フローのシェアは変動が激しく、最近の傾向としてiモード純増数が6割から5割に急減していることから、当該市場は十分競争的であり、規制の対象とするのは適切でない。

モバイルインターネット接続サービスのフローとそのシェアの推移



◆携帯IP接続サービス純増数 (単位:千契約)

	2000.4~ 2001.3	2001.4~ 2002.3	2002.4~ 2003.3	2003.4~ 2003.8
iモード	15,185	10,461	5,602	1,679
EZweb	4,921	2,923	2,902	1,201
J-sky	5,114	3,974	2,032	428
計	25,220	17,358	10,535	3,308

(TCA公表値より作成)

◆携帯IP接続サービス純増数シェア (単位:%)

	2000.4~ 2001.3	2001.4~ 2002.3	2002.4~ 2003.3	2003.4~ 2003.8
iモード	60.2%	60.3%	53.2%	50.8%
EZweb	19.5%	16.8%	27.5%	36.3%
J-sky	20.3%	22.9%	19.3%	12.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(TCA公表値より作成)

(別紙2)ブロードバンドインターネット接続のサービス競争状況

◆以前は大小のISP事業者が群雄割拠していたが、最近においてはブロードバンド化およびIP電話というキラーアプリケーションをトリガーに5つのグループに提携および統廃合がなされつつある。

アプリケーション (IP電話)	インターネット接続回線サービス	インターネット接続サービス	サービスの特徴
ソフトバンクBB (Yahoo! BB)	IP電話網+ADSL網+プロバイダ		◆ネットワークレイヤからプラットフォーム、さらにはコンテンツ・アプリケーションレイヤまでを含んだ垂直統合型ビジネスモデル
NTTコミュニケーションズ*	・アッカ・ネットワークス ・NTT東西地域会社 など	・BIGLOBE・OCN・TNC ・ASAHI Net・So-net・T-com ・JANIS Network・@nifty ・ReSET.JP・Panasonic hi-ho など	◆米国コバッド・コミュニケーションズ系列のアッカのADSL網とNTTコム(IP電話網)を軸としたホールセール型ビジネスモデル
KDDI 日本テレコム パワードコム	・イー・アクセス ・東京電力等電力系事業者 など	・DION・BIGLOBE・ODN ・POINT・@nifty など	◆ベンチャー企業のイーアクセスのADSL網と電力系事業者のFTTH網にNCC3社連合のIP電話網を軸としたホールセール型ビジネスモデル
フュージョンコミュニケーションズ*	・イー・アクセス ・NTT東西地域会社 など	・フュージョンコミュニケーションズ ・BIGLOBE ・CATV事業者 など	◆ベンチャー企業のイーアクセスのADSL網とIP系NCCのフュージョンのIP電話網を軸としたホールセール型ビジネスモデル
ぷららネットワークス NTT-ME	・NTT東西地域会社	・BIGLOBE・WAKWAK ・ASAHI Net・IJ4u・BB.excite ・HT-NET21・ぷらら ・ReSET.JP など	◆NTT東西のADSL網とぷらら(NTT-ME)のIP電話網を軸としたアンバンドル型ビジネスモデル

※各社HP、日経コミュニケーションズ等の情報をもとに作成

(別紙3)モバイルインターネット接続のサービス競争状況

◆当初はドコモが先行していたが、最近においては他事業者が先行しドコモが追随するケースが増加している。

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
NTTドコモ	▲iモードサービス開始(2月)		▲Java登場<503i>(1月)	▲PDCiモード28.8K化<504i>(5月)	
	▲ユニークアドレス設定開始(7月) ショートメール接続開始(7月)		▲2000万契約突破(3月)	▲iショット開始(6月)	
	▲100万契約突破(10月)		▲iエリア開始(7月)		▲i-motionメール開始(1月) i-motion大容量化(1月)
		▲500万契約突破(3月)	▲FOMAi-motion開始(11月)	▲3000万契約突破(12月)	
		▲1000万契約突破(8月)		▲Cmodeサービス全国展開(4月)	
au(KDDI)	▲ezwebサービス開始(2月)		▲Java登場<C452CA>(7月)	▲着うた開始(12月)	
		▲100万契約突破(3月)		▲eznavigation登場<C3001H>(12月) ezmovie登場<C5001T>(12月)	
			▲500万契約突破(12月)		▲ムービーメール<A5301T>(9月)
				▲1000万契約突破(5月)	▲BREW搭載<A5304T>(2月)
ボーダフォン (Jフォン)		▲J-Skyサービス開始(12月)		▲パケット開始<28.8K>(3月) ムービー写メール開始(3月)	▲写メール1000万契約突破(6月)
		▲写メール開始(11月)			▲ロコガイド<エリア情報>(2月)
			▲写メール100万契約突破(6月)		
			Java登場<J-SH07>(6月)		
				▲写メール500万契約突破(5月)	

※各社報道発表資料等をもとに作成

(注) : 契約獲得

: ドコモ先行

: 他社先行

: 独自提供

(別紙4)今後のサービス展開スケジュール

◆3Gが2Gのサービスをキャッチアップし、今後はモバイルマルチメディア化、ユビキタス化の推進が想定される。

2003年度第1四半期

～2003年度第4四半期

来年度以降

FOMA

M-stage Vライブ
商用サービス開始

World Wing

iエリア
FOMA対応

QuickTime™*
iモーション対応

モバイルズチェック
FOMA対応

First Pass

SSLクライアント認証サービス (FY2003 1stモデルより対応)

- ・ドコモがユーザ証明書を発行し、高いセキュリティで保護されたFOMA UIMカードに格納
- ・第三者によるなりすましリスクを軽減し、安全性をより向上させたモバイル認証サービス

World Call (TV電話)

FY2003 2ndモデル
向けサービス

端末ローミング
サービス

FOMA+PDC

DoCommerce

SSL対応のiモード対応携帯電話機によるバーチャル決済サービス

「クレジット決済代行」サービス

- ・DoCommerce加盟店のバーチャルサイトにおいてサービス専用パスワードのみでクレジット決済によるショッピングが可能
- ・買い物の度にカード情報及びパスワードを必要とした複雑な認証方法を解消。

「マネーチェック」サービス

- ・複数の銀行・郵便貯金の口座残高・クレジット請求情報が確認可能

iモード My BOX
(試行)

請求代行サービス
(試行)

BINWAN

iモード対応携帯電話等を利用した法人向けリモートアクセスサービス

- ・iモード対応携帯電話やPHS+PDA等の端末から社内のデスクトップPCへアクセスし、メールの送受信、PC内のファイル閲覧及び編集を可能とするサービス。
- ・リモートアクセス用サーバをドコモが管理・運営することで新たな設備の購入を伴わずにモバイル環境の構築が可能。

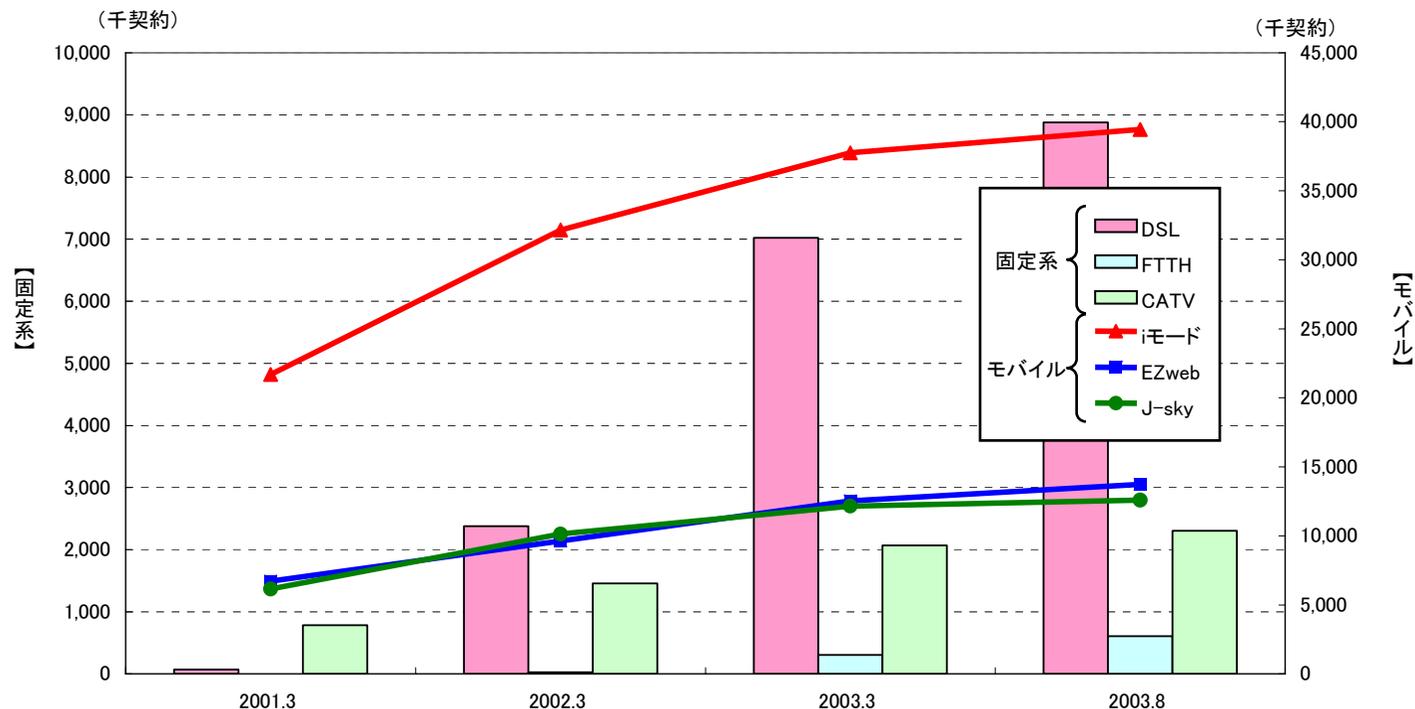
* QuickTimeは米国、その他の国で登録された米国アップルコンピュータ社の商標です。

(別紙5)インターネット接続の市場動向

◆固定系、モバイル双方とも順調に契約数を伸ばしており、市場は依然成長を続けているため、引き続き強い規制を課さないことが、更なる市場の発展に寄与する。

インターネット接続サービスのフローの推移

◆インターネット接続サービス利用者数及び携帯IP接続サービス契約数



◆インターネット接続サービス利用者数 (単位: 千契約)

	2001.3	2002.3	2003.3	2003.8
DSL	71	2,379	7,023	8,881
FTTH	0	26	305	608
CATV	784	1,456	2,069	2,304
計	855	3,861	9,397	11,793

(総務省報道資料より作成)

◆携帯IP接続サービス契約数 (単位: 千契約)

	2,001.3	2,002.3	2,003.3	2,003.8
iモード	21,695	32,156	37,758	39,437
EZweb	6,716	9,639	12,541	13,742
J-sky	6,156	10,130	12,162	12,590
計	34,567	51,925	62,460	65,768

(TCA公表値より作成)

平成 15 年 11 月 4 日

意 見 書

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

〒530-0047

住所 おおさかしきたくにしてんま5ちょうめ14ばん10ごう
大阪市北区西天満5丁目14番10号

名称 かぶしきがいしゃ けい ・ おぶていこむ
株式会社 ケイ ・ オプティコム

代表取締役社長 た なべ ただ お
田 邊 忠 夫

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成 15 年度実施細目（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

1. はじめに

健全な市場環境の実現と市場全体の活性化に向けた、電気通信事業分野の競争状況の評価に関する一連の取り組みは、IP化・ブロードバンド化の流れによる利便性を国民全体が公平に享受できる社会環境の整備に寄与するものと期待しております。

一方、競争環境を正確に把握するためには、今後一層複雑化するブロードバンド市場とネット社会特有の急速な変化スピード、ならびに我が国特有の事情を踏まえた市場分析・評価と情報共有が重要となります。しかし、これらにミスリーディングがあると、健全な市場の発展性を大きく阻害するだけでなく、我が国経済への打撃は計り知れないと認識しております。この見地に立ち、以下に意見を申し上げます。

2. 【電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)】

P8 1-3 競争評価の大枠 1-3-2 市場を画定する

[原案]【要旨】

- 同一とみなされるサービスが取引されている分野が一つの市場

[意見] サービスのみならず、市場そのものが短期的かつ、劇的に変化する電気通信分野において市場を初期段階から細かく画定することは、将来において外部要因の変化に対する適正な競争評価が困難になるものと考えます。(特に成長過程では、新規市場と既存市場が相互に影響を与える)

つきましては、競争評価の初期段階では、市場を広く捉えていただき、部分最適ではなく、全体最適を競争評価の基本原則として頂きたいと考えます。

P9 1-3 競争評価の大枠 1-3-3 競争状況を分析、評価する

[原案]【要旨】

- 具体的な各指標等の分析は、画定された市場ごとに行うことが基本。
途中省略
- ③ 定量的な分析のみをもって明らかに競争が進展していると判断することが合理的な外形基準を設け、当該基準に合致の場合には定量的分析のみをもって競争が進展していると判断。

[意見] 競争状況の進展度合いを、定量的分析結果により外形基準で一律に判断することは、成熟した市場においては有効であると考えますが、成長途中にある市場においては適切な判断を下すことが困難であると考えます。なぜならば、成長途中の市場では先行事業者による一時的なシェアの上昇等が考えうるため、定量的な評価のみではその市場が、成熟段階にあるものか成長途中にあるものかの判断が、困難であると考えます。さらには成長途中の市場において大きな競争要因となる、事業者の背景にある定性的な要因(資金力、ブランド力等事業者の総合力の差)を

見逃すこととなり的確な競争状況の評価になりえないと考えます。

つきましては、競争評価における外形的基準の取り扱い、ならびに成長途中の市場における競争事業者間の総合力等、定性的な要因についてもご配慮願います。

P14 2-2 情報の収集と公開 2-2-1 供給者(電気通信事業者)側の情報

[原案]【要旨】

- 供給者(電気通信事業者)等から収集するデータ等は、原則公開。ただし、保護すべき情報の範囲、小規模事業者等の負担に配慮。

[意見] 電気通信事業者間の取引等、相対契約により守秘義務を定める契約も存在することから、公開範囲への配慮をお願い致します。

P26 3-6 市場の地理性

[原案]【要旨】

- 供給事業者数の差異、事業者のサービス提供エリア、地域ブロック、都道府県等の行政区画等の地域割等を利用して市場を画定

[意見] インターネット接続サービスにおいては、回線設備による被拘束性もさることながらネットワークの外部性によるユーザーの便益増加が著しいサービスであると考えます。この点を考慮した場合、インターネット接続サービスは地理性を広く捉える必要があるとおもわれますので、この点に関するご配慮をお願い致します。

P37 4-3 定性的な要因分析

[原案]【要旨】

(4) 不可欠設備等がサービス市場に与える影響

- 不可欠設備等のサービスや機能を取引する市場自体の競争状況の問題ではなく、あくまで不可欠設備等の影響力が分析の対象

[意見] 「不可欠設備等の影響力」については、ユニバーサルサービスの提供にかかる不可欠設備を除き、制度面での参入障壁がなければ、基本的に存在しないものと考えます。

不可欠設備の安易な設定は、事業者の投資インセンティブをそぐのみならず、新たな制度面での参入障壁となりうる可能性があります。要因分析におきましては、単に影響力の分析のみならずその設備等の代替性に対する分析も必要と考えております。

3.【電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)】

P30【別添2】調査対象と収集すべき情報(表1)最終利用者－電気通信事業者間の取引

[意見] 以下の定義の明確化をお願い致します。

- インターネット接続サービスにおけるAPの定義(接続サービスと回線サービスを一体提供している場合)
- インターネット接続回線サービスの調査対象者における契約回線数の定義
- 利用者向け料金の報告データ(例. ARPUor約款料金等)
- 過去の都道府県別売上高等、事業者として把握できていないデータの取り扱い

P34【別添2】調査対象と収集すべき情報(表2)電気通信事業者間の取引①

P34【別添2】調査対象と収集すべき情報(表3)電気通信事業者間の取引②

[意見] 基本方針(案) 2-2 情報の収集と公開 2-2-1 供給者(電気通信事業者)側の情報においても意見を述べさせていただいておりますが、基本的に事業者間の取引は相対契約でありかつ契約上、守秘義務を課せられているものもあることから、報告方法についてのご配慮をお願い致します。

以上

意見書

平成15年11月4日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-8540

住所 とうきょうと みなとく しばだいもん 東京都港区芝大門1丁目10番11号
氏名 ツーカーグループ代表

つーかーせらーとうきょう
株式会社ツーカーセルラー東京

つだ ゆうじ
代表取締役社長 津田 裕士

([REDACTED])

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

この度は、「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に対し、意見を提出する機会を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

昨今、複雑化する電気通信市場において、健全な市場の発展を維持するために競争状況の公正な分析・評価を行い、今後の政策に反映させていくという基本方針の主旨については賛同いたします。

しかしながら、実施細目につきましては、具体的な実施方法について更に検討いただきたい点もあるため、弊社の考えを以下のとおり述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い致します。

【弊社の意見】

1. 最終利用者向けサービスに係る情報の収集について（実施細目(案)P30～P33、別添2 表1）

1-1 対象領域について

多様なサービス提供形態が混在している「インターネット接続」の領域においては、情報収集対象の定義を明確にすることが難しく、弊社で提供しているサービスが対象になるか否かの判断が困難なものになっております。

したがって、情報収集の実施に際しましては、対象範囲を明確に定義していただく必要があります。

1-2 対象となるデータについて

収集の対象となるデータには、例えばサービス毎の都道府県別契約数、都道府県別売上等、現時点で把握不可能なものもあるため、現在、事業者が公表しているもの以外のデータを収集する場合は、事業者にも過度の負担とならないよう配慮いただくことを要望いたします。

また、ユーザのインターネット接続の利便性を向上させるためのアクセス手段となりうる回線サービスを提供しておりますが、サービスの一部については、通常の音声通話との区別は難しく、サービス毎のデータを保有しておりません。

一方、こうしたサービスの全てをインターネット接続の領域に属するものとしてみなす場合は、実態とは乖離した報告にならざるを得ず、正確な分析・評価を行うことは困難であると考えます。

2. 電気通信事業者間の取引に係る情報の収集について（実施細目(案)P34、別添2 表2）

相互接続や業務委託についての情報は事業者間の守秘義務事項であるため、情報収集の際は、個別事業者間の合意を前提とすべきと考えます。

また、このような情報は重要な経営情報であるため、個別事業者の状況については非開示とする必要があると考えます。

3. 作業期間について（実施細目(案)P27、第9）

局間伝送路や中継伝送路などの上位のネットワークについてのみならず、基地局回線等も含めたネットワーク全体が収集情報の対象となる場合には、全ての提供区間及び回線数を把握することは、事業者の実務的負担が大きく、相当の時間を要するものと考えられるため、短期間での情報整備には限界があります。

したがって、情報収集実施にあたりましては、準備期間を十分に設けていただくか、事業者の負担が過度なものとならないような情報収集内容としていただくよう考慮願います。

以上

平成15年10月15日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

株式会社電算
情報システム研究所
青木敏

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」
に対するコメント

題記について、コメントを提出しますので宜しくお願いいたします。

■ ページ30 「5万件以上の契約数を有する・・・」

「5万件以上の契約数を有するISP」という条件では、きっと全国規模で展開する大手ISPと大手CATVしか調査対象にならず、「地理性を考慮した市場確定」には無理があり見直しが必要と考えます。

具体的には、この条件だと信越地区(長野県+新潟県)ではギリギリで1社しか該当せず、この状況は信越地区だけではなく(首都圏を別にすると)他地区でも多かれ少なかれ同じ状況の可能性があると思料します。

私を含めて誰も正確な情報は持ち合わせていませんが、普段の業界仲間の話を総合すると信越地区におけるISP事業者の顧客数状況は概ね下記のように承知しています。

1～2万件	2社
2～3万件	1社
3～4万件	0社
4～5万件	0社
5万件以上	1社

ハードルを下げて例えば1万件とした場合4社が該当しますので、こと信越地区に関する限り、この辺りが妥当な線と考えます。

■ ページ30 「AP設置数」

一般にISPは、NTTのフレッツサービスを扱い始めるとAPは絞る傾向にあり、ある意味でAP設置数の増減とフレッツサービス取り扱いの有無には相関関係があると言えます。

従ってフレッツサービス取り扱いの有無を、「AP設置数」かページ34の「相互接続」で調査するのが良いかと思料します。ただし、ページ34の「相互接続」

では時間軸が入っておらず目的達成には無理があると思いますが。

■ ページ30 「都道府県別売上高」

小社では、契約数は通常都道府県別に把握していますが、「売上高」は把握していません。

従って保有データを処理するシステム構築と処理時間が必要になります。過去もどこまで遡れるか、これからの調査になりますが。

■ ページ31 「インターネット接続回線サービスのxDSLサービスについて」

調査対象者が「当該サービスを提供する電気通信事業者」とありますが、長野県ではほとんど全ての有線放送事業者がxDSLサービスを提供していますので、「電気通信事業者等」として枠を拡大しないと実態に合いません。

■ ページ31 「インターネット接続回線サービスのCATVインターネットサービスについて」

通常該サービスは第一種電気通信事業者が提供する訳ですが、長野県では自治体が（一種資格を持たずに）提供するケースが増えています。従って「電気通信事業者」に限定すると実態には合いません。従って「電気通信事業者等」としたら如何でしょう。

裏腹ですが、もともと小規模の事業者まで調査してもあまり意味は無いと思いますので例えばこれも「契約数5千件以上」のように条件を付けたら如何でしょうか。なお、この条件付けは調査対象をある程度絞り込む意味で、インターネット接続回線サービス全体に対して提案します。

以上、宜しく願いいたします。

意見書

株式会社ドコモAOL
[REDACTED]

東京都新宿区西新宿3-20-2東京オペラシティタワー16F

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

Mail: [REDACTED]

電気通信事業分野において、競争評価制度導入により事業者間の競争状況について正確に把握・評価することは、市場原理に基づく健全な事業環境を醸成する観点で有意義であると考えますが、今回調査対象となるISP事業者の視点からは実施が困難なものもあり、その基本方針(案)ならびに実施細目(案)に対して意見を提出させていただきます。

- 記 -

1. 事業者からのデータ収集について(実施細目(案)別添2表 1、2 および 3)

会員数や売上高などの事業者データは非常にデリケートな情報であり、企業の経営方針や株主・親会社の意向などから開示が難しいケースがあると認識しております。仮に非開示を前提とした場合であっても、企業の経営情報の漏洩リスクを未然に防ぐ意味で調査対象から除外していただくことが望ましいと考えております。

加えて、電気通信事業者間の取引に関しても、個別契約書中の守秘義務条項への抵触や事業戦略上の重要情報の流出を避ける意味合いから、その詳細に関するデータの提出および取り扱いに関して慎重を期すべきと考えます。

2. 収集したデータの公表について(基本方針(案)第一章 1-1 実施の目的)

競争状況評価のデータが公表されることにより、特定の事業者の事業展開に影響を与えることが想定されます。具体的には、例えば特定のインターネット接続サービスに関する

市場シェアの公表(間接的にそれを推計することのでき得る情報開示を含みます)等においては、上位事業者への顧客の集中など予想をし得ない競争環境の変化を誘引する恐れがあり、その公表にあたっては慎重な配慮が必要と考えております。

また、収集したデータの利用にあたり、競争状況評価の目的においてのみ使用し、目的外には利用しないことが望ましいと考えます。

3. データ定義の明確化について(実施細目(案)別添2表 1)

インターネット接続サービスにおいては、ISP 事業者が複数の接続回線種別にまたがるサービスプランを提供する傾向が顕著になって来ております。例えば、光ファイバ接続回線を対象にした料金プランに対して、PHS や携帯電話などからのモバイルインターネット接続サービスを統合パッケージとして該当料金プランの無料オプションにて提供するなどの事例があります。接続回線種ごとの利用顧客数を実態として把握したいといった時に、どの顧客がどの接続回線に対応したサービスを現実に享受しているかについては、その集計方法について基準が明確化されていることが望ましいと考えます。

4. 市場の地理性について(基本方針(案)第三章 3-6 市場の地理性、および実施細目(案)別添2表 1)

インターネット接続サービスの市場においては、インターネットの特質上そもそも地理的特性および設備に起因する被拘束性が存在しないため、都道府県ごとといったような地理的区分に基づく評価方法は馴染まないと考えられます。多くの ISP 事業者は、全国の消費者を一律に対象としたサービスプランを企画・販売しており、地域ごとのマーケティング施策等は事例があつたとしても限定的なものと想定されます。

一方、接続回線に関しては、その市場ニーズの把握や設備面で地理的特性に依存する傾向が見られるため、市場の画定を目的とした調査対象としては既に第一種事業者を対象に調査が行われている通り、接続回線提供事業者を対象とした調査を主眼に置かれることが望ましいと考えております。

上記のようなことから、ISP 事業者側では、都道府県等の地理的区分に基づいた顧客管理を積極的に行っていない事情があり、該当データを収集・生成するにあたって新たなシステム投資が必要になるケースが想定され、事業者に過度の負担を強いることにもなりかねないと懸念を持っております。調査対象の決定にあたり、上述のような事情を勘案し、慎重な検討がなされることが望ましいと考えております。

以上

意見書

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 108-8201

住 所 とうきょうとみなとくこうなん
東京都港区港南二丁目16番1号

氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社 パワードコム

代表取締役社長 しらいし さとし
白石 智

平成15年10月7日付け報道資料「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」を受けて、別紙の通り意見を提出します。

本件に関するご連絡先：
TEL: 、FAX:
E-mail:

(別紙)

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）及び
同平成15年度実施細目（案）」に対する意見

1 総論

(1) 既存の競争ルールの考慮

ADSL回線数のように、NCCとNTT東西殿のシェアがきつ抗している市場もあります。しかしながら、その結果は、NTT東西殿が接続ルールに従ってメタル設備を開放していることに起因しています。これは、ボトルネック設備の有無に着目した既存の競争ルールが有効に機能している一例です。

評価にあたっては既存の競争ルールの存在を十分に考慮していただくとともに、既存の競争ルールの改正に繋がる評価結果の取り纏めの際には慎重なご検討をお願いします。

(2) 評価前後におけるご当局案の提示ならびに利害関係者の意見聴取

今回の基本方針（案）、実施細目（案）において、従来のパブリックコメントに加え、国内外の関係者参加によるカンファレンスを開催していただいたことは大変有意義でした。

今後も、評価実施案、評価結果の取り纏め案等を事前に公開していただき、利害関係者の意見を聞いていただくとともに、できる限りカンファレンスを継続していただきたいと思います。

2 基本方針（案）

(1) 分析対象の選択

「各年度に取り上げる対象分野は、①固定電話、②移動電話、③専用線、④インターネット接続、⑤データ通信から当該年度ごとに決定する。」（P7、1-3-1（4））とありますが、競争評価にあたっては経過を見る必要があると考えます。数年は固定して定点観測していただきたいと思います。

(2) データの公表・事業者の負担への配慮

「供給者（電気通信事業者）等から収集するデータ等は、原則公開。保護を要する情報については、集計、加工するなど、取扱いに配慮」（P 14、2-2-1（3））とあります。透明性の確保も重要ですが、経営上の秘密への配慮も重要と考えるため、上記の案に賛同します。

また、「電気通信事業者一般についてもその負担が過度にならぬようにする」（P 14、2-2-1（5））とのご配慮も、是非お願いします。

3 実施細目（案）

(1) 別添2表1「インターネット接続サービス」の収集情報（P 30）

都道府県別の契約数や売上高につき、「月次や年次で過去3年間の推移」をご要望ですが、システム等の関係で全ての要望に対応できないケースがあると考えます。このような場合には、「提出可能な周期や期間」などに緩和していただきますよう要望いたします。

(2) 別添2表1「インターネット接続回線サービス」（P 30～）

当該データの提出者としては、「インターネット接続回線サービスについては、別添2表1の各サービスを提供する全ての電気通信事業者を対象とする。」（P 13（5）1）とあります。

弊社は接続専用線やATMなどを提供していますが、これらの回線の用途は分からず、今年度の評価対象であるインターネット接続用の回線を抽出できない状況にあります。

前出「インターネット接続サービス」欄により、ISPからアクセス種別毎のデータを収集するご提案になっていきますので、そちらで代替いただきたいと考えます。

(3) 別添2表2及び3「電気通信事業者間の取引」（P 34）

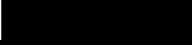
本表は、インターネット接続に関わる事業者間の契約内容（相手先事業者名、年間支払額など）を収集する案になっています。事業者間の契約上「法律に基づく要請又は当事者間が合意のある場合」に提示できるという約定が一般的になっていますので、根拠法令を明示した正式な要請を頂戴するか、契約締結先と合意することが必要になります。

以上

意見書

平成15年11月4日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
(ふりがな) ケイディーディーアイ
氏 名 KDDI 株式会社
代表取締役社長 おのでら 小野寺 ただし 正
連絡先 TEL : 
FAX : 
メールアドレス 

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

I はじめに

- 1 本年7月、総務省にて「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書（以下、「研究会報告書」といいます。）がまとめられたところですが、今般、これを受けて、競争評価の実施に向けた基本方針の策定等が行われましたことを、評価いたしますとともに、実際の競争評価の運用にあたっては、これまで整備されてきたボトルネック設備に係る競争ルールが形骸化し、結果として競争促進に逆行し、独占への回帰を招くことのないよう、検討していただきたいと考えます。
- 2 競争の進展度合いに応じて既存の競争ルールを緩和する場合でも、公正競争のための一定の枠組みは必要であり、支配力の濫用を未然に防ぐ競争ルールを整備することが、健全な市場の発展と競争の促進に資するものと考えます。
- 3 なお、本件は、研究会報告書に示す「競争評価の結果は、競争政策を見直すための検討のトリガーの一つとなるが、政策の変更は、法改正のための国会審議や省令改正等のための審議会諮問等を経た所要の制度整備によって始めて実現されるものであって、競争評価から政策変更が直接導き出されるものではない」との趣旨に相違ないと理解しております。
- 4 今回、競争評価の基本方針（案）並びに平成15年度実施細目（案）のご検討にあたり、意見表明の場を設けていただいたことに感謝申し上げますとともに、基本方針（案）並びに実施細目（案）をお客様利便性の向上をもたらすための真に公正競争を担保する内容とすべく、競争評価の運用に係る、次頁以降の当社意見について、ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

*組織名等の敬称は省略させていただいております。（以下同様）

II 基本的考え方

1 既存の競争ルールに対する評価

- (1) 現象面として競争が進展しているように見える市場であっても、既存の競争ルールにより競争環境が実現されている場合もあります。

研究会報告書にあるとおり「競争評価手法をこれから精緻化していく途上」にあることから、有効競争の実現に向けた競争評価を実施する上では、既存の競争ルールを緩和した場合の影響を十分考慮することが必須と考えます。

2 競争ルールの再構築等の必要性

- (1) 競争評価の結果として既存の競争ルールを緩和した場合であっても、その後の市場動向の変化により、競争ルールの見直しが必要になることも想定されます。このため、競争評価の実施にあたり、必要に応じた競争ルールの再構築が着実に実施される旨、明確にしていきたいと考えます。
- (2) また、競争が十分に進展していないことが新たに明らかになった場合には、必要に応じて、適切な競争ルールを構築することとし、上記(1)同様、その旨を明確にしていきたいと考えます。

3 透明性の担保

- (1) 競争評価における一連のプロセスの各段階、及び、評価結果を踏まえた具体的な政策決定を行う場合において、意見募集や公開ヒアリングの実施、及びそれらに対する行政の考え方の明示等を徹底することにより、評価スキーム全体の透明性を確保すべきと考えます。

併せて、事業者として意見を述べる機会や取得可能な情報等について、公平性を担保していただきたいと考えます。

- (2) 特に、市場画定の際の判断や、評価段階における定性的・定量的要因の考慮等は、裁量の余地が大きく重要なプロセスと考えられます。中でも市場画定は、基本方針(案)でも「枢要で作業量も大きい」とされており、また、市場画定そのものに対し多くの事業者が様々な考えを持ち、意見が分かれるものと想定されます。

裁量の余地を最小限とするため、各段階において、判断基準を明確化するとともに、意見募集を実施した上で行政の判断を明確にすることが、競争評価スキーム全体の透明性確保に不可欠であると考えます。

- (3) また、研究会報告書に従い、「評価過程における公正性・中立性・透明性をより確かなものとするため、利用者代表、学識経験者の参加を求める」ことを、基本方針にも明記すべきと考えます。

Ⅲ 個別事項

1 基本方針（案）

（1）市場画定

① 市場の地理性

- i 地理的市場の画定の適正な在り方については、今後とも慎重に議論していく必要があると考えます。

市場を過度に細かく画定すると、市場全体に影響を与えている要因を見過ごし、逆に適正な評価がなされない恐れがあることから、結果として支配的な事業者による独占の助長に繋がらないよう留意すべきと考えます。

研究会報告書では、地理的要因を勘案することが合理的と認められる場合には地理的市場を画定する旨が示されているところであり、「合理的」とされる判断基準を、個別の事案毎に明確に規定すべきと考えます。

また、地理的市場を画定した場合、実際に地域格差等が把握されたとしても、それを以って直ちに既存の競争ルールを緩和する等の措置を講じることが合理的か否かにつき、個別の事案毎に検討すべきと考えます。

- ii 地理的市場の画定にあたっては、事業者ごとの業務区域やカバーエリアの違いが存在する中での評価は極めて困難であることから、これらを踏まえた上での適正な評価、ルールの適用について、事前に十分な議論を尽くすべきと考えます。

例えば特定地域で展開する事業者のシェアが全国展開の事業者の当該地域シェアより上回る場合を以って、直ちに支配的と断定することは、適切ではないと考えます。

- iii 研究会報告書に従い、まずは国内を一つの地理的市場として観念することが適当と考えます（*）。

（*）東西NTTのように、法的に事業区域が規定されている事業者についてはそれに従う。

② 市場の多重構造

基本方針（案）には、「電気通信事業者と最終利用者との間の取引は、当該電気通信事業者が他の電気通信事業者との間に成立する取引分野の影響を強く受ける。その影響を定量的にせよ、定性的にせよ分析することは、競争評価の重要な要素となる。」とありますが、例えば、アンバンドル化された東西NTTの指定電気通信設備が実態として利用できる環境にあるか否かについて、特に重点的に考慮すべきと考えます。

（2）競争状況の評価

- ① 競争評価においては、単に個別のサービスのシェア等の定量的要因のみならず、背景にあるボトルネック独占性の有無や歴史的経緯等の定性的要因を必ず重点的に考慮することが必要と考えます。

サービス市場に与える影響を広く多面的に考慮することが、競争評価には不可欠と考えます。

- ② ボトルネック設備に係るこれまでの競争ルールが形骸化し、結果として競争促進に逆行することのないよう、競争状況の評価にあたっては、定性的要因であるボトルネック独占性の有無を最も重要な指標とすべきと考えます。ボトルネック設備は、個別のサービスに帰属するものではなく、特に加入者回線に係る設備はあらゆるサービスに関連します。

上記を考慮した上で競争が進展していると判断された場合にのみ、既存ルールの緩和等の措置を講じる方向で、競争評価を実施すべきと考えます。

- ③ また、「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会報告書」にも言及されたとおり、ボトルネック設備を有する事業者の関連会社の取扱、及び、東西NTTが上位レイヤーに進出する際の東西NTTと他事業者との間の公正競争条件の確保（ボトルネック設備に起因する市場支配力濫用の防止）について、十分検証すべきと考えます。

(3) その他

① 公平性・透明性・中立性の確保に必要な措置

- i 研究会報告書には実践を踏まえた基本方針の見直しについて示されていたところであり、基本方針に、意見募集を踏まえて基本方針の見直しを行う旨、明記すべきと考えます。
- ii また、前述のとおり裁量の余地が大きいと考えられる市場画定のプロセスにおいても、意見募集を実施する旨、基本方針に明記していただきたいと考えます。
- iii 意見募集の趣旨は、広く一般から意見を聞くことにより十分に議論を深め、行政の透明性・公平性を高めることであると理解しております。
意見募集にあたっては、相応の期間を設けた上で提出された意見を十分に考慮して検討を行い、結論を出されますよう要望致します。

② データの扱い

- i 競争評価に用いるデータとして、事業者からの非公開情報が必要とされる場合、当該情報の取得、加工、および公開等については、その内容が過剰なものとならないよう、ご配慮いただきたいと考えます。
- ii 非公開情報の収集にあたり、報告規則等で提出しているものの他、追加的な情報が必要な場合には、当該データの把握及び提出に係る事業者の負荷の増大につき、配慮していただきたいと考えます。
- iii なお、「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」においては、事業者間取引及び伝送路設置状況に係るデータについての議論は十分に行われていないものと考えており、その取り扱いは慎重に行うべきと考えます。

2 平成 15 年度実施細目（案）

（1）市場画定

① 「インターネット接続回線サービス」

- i インターネット接続は、ダイヤルアップから常時接続へ移行しており、足回りのブロードバンド化が競争状況を左右すると考えられます。
- ii 常時接続についてもボトルネックであるラストワンマイル（メタル／光ファイバの加入者回線）に依存せざるを得ない状況にあることから、これらの開放が十分か否かにつき、検証すべきと考えます。
ブロードバンド化を加速したADSLの普及は、ラストワンマイルの開放により実現したことから、光ファイバについても同様に、ラストワンマイルが実態として開放されているか否かを、十分検証すべきと考えます。
- iii なお「インターネット接続回線サービス」と示されたものには、アクセス回線と地域IP網というように、物理的、概念的に分かれる場合が多く、実際の競争環境も各々で異なっていると考えます。

② 「離散選択モデル」

上記を採用するに至った理由や検討過程等についてご教示いただきたいと考えます。

③ 地理的市場

- i 「二重、三重に重畳して地理的市場を画定」して適切な競争評価を行う場合には、画定の際の透明性・公平性の担保が前提であると考えます。
- ii また、業務区域やカバーエリアの違いを踏まえた上での適正な評価、ルールの適用について、事前に十分な議論を尽くすべきと考えます。

④ 利用者属性

ラストワンマイルの開放の観点から、例えば、住環境による利用実態の違いについて、個別の事案毎に応じて考慮すべきと考えます。

⑤ 情報収集

特に加入者系伝送路設備の設置状況については、市場に与える影響を芯線延長距離で判断するための、必要なデータを収集すべきと考えます。

（2）その他

- ① 実施にあたってはデュープロセスの確保を前提とし、今年度は年度末までに結論を出すことに拘らず相応の時間を設けた上で、提出された意見を十分考慮して検討を行い結論を出されますよう、要望致します。研究会報告書に記載されたプロセスに則り、基本方針につき本件意見募集を十分踏まえ、その内容を確定した上で、実施細目の内容を策定していただきたいと考えます。

以 上

2003年11月4日

総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 殿

郵便番号 135-8661

(ふりがな) とうきょうと みなとく たいほ
住 所 東京都港区台場 2-3-1

(ふりがな) けーぶる・あんと・ワイヤレス アイデーしー かぶしがいしゃ
氏 名 ケーブル・アント・ワイヤレス アイデーシー株式会社
代表取締役社長 フィル・グリーン

連絡先:

電話

FAX

email

(制度渉外部 担当:飯田)

電話

FAX

email

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」についての意見書

この度は、標記に関し意見書を提出する機会を与您にいただき誠に有り難うございます。
別紙のとおり弊社意見を提出いたしますので宜しくご検討賜りますようお願い申し上げます。

以上

はじめに

電気通信事業分野に競争を推進する政策を導入するために、競争評価手法を導入することが有効であることは、欧米のみならず、電気通信事業の民営化政策を推し進める多くの国々で認められています。今般、総務省殿におかれましても、同様なコンセプトでこのような競争評価を導入されるために、本手法のガイドラインともなるべき基本方針を策定され、さらに評価を具体的に実施するための考え方と方法論を、実施細目としてとりまとめられたことは、総務省殿が競争政策を押し進められる上で、極めて大きな前進であると弊社としては認識しており、強力なツールとして機能することを期待するものであります。

ただし、今回が初めての実施という状況をふまえ、実施経験による手法の習熟が十分と判断されるまでは、本基本方針および実施細目の実施過程において不十分・不都合な点が判明し次第、修正を公開の場で行うといった姿勢で、透明な進め方を行うべきで、詳細な点についてはその都度見直すというような方針で望むべきであると考えます。

従いまして、弊社といたしましては、今後本手法の活用に関心を惜しまない所存ではありますが、これまでの検討の過程で弊社がこれまで主張してまいりました基本的な点につき、再度意見を述べさせていただきたいと思っております。

1. 情報の収集に関する法的根拠について

競争評価を行うためには、有効な情報の収集が不可欠なことは既に周知のことです。

本基本方針と実施細目において必要となる情報を明記されているところですが、これらについての情報の提供は、いまだ法的な裏付けがあるものではなく、事業者側からの自発的な貢献によって行われるものです。

全ての事業者が全面的にかつ良心的に情報の提供に協力することを前提とするにしても、なお有効な情報の提供に限界が生じる懸念は拭えません。弊社といたしましては、情報の提供については協力を惜しまない所存ではありますが、法的な根拠のない要求には応え難いという場合があります。法的な根拠を用いた、効率的な情報の収集活動について、今後検討されるべきと考えます。

EC の規制枠組み指令第5条においては、規制機関が必要とするデータの提出を要求することに対して、事業者はこれに応じることを義務づけています。(ただし、規制当局はそのデータの要求が正当であること明らかにする必要があります)また、情報の機密性についても必要なものについて確保されねばならないことが規定されています。

また英国においても、不服申し立てや紛争もしくは違反行為に対する調査に必要な全ての情報を収集する場合、通信法のもとで公的な権限を行使できるようにすることを準備しており、これに準じてマーケットレビューや統計上の目的のために情報を収集することなど、その他の目的の情報収集についても、まず事業者に対して自発的な情報の提供をつのり、必要があれば情報収集のために、通信法に基づいた公式な権限を行使できるようにすることが予定されています。

2. 独立規制機関と、独立した申し立て制度の確立

本パブリックコメントの一環として総務省殿により開催された公開カンファレンスにおいて、海外から招聘されたパネリストから言及があったように、この競争評価を行うにあたっては、厳格に独立性と公正性が担保されねばなりません。そのためには、評価の実施主体が政治的な圧力に影響されることのないよう、政策立案機関から独立した規制機関により実施される必要があります。

また、一度決定がなされた場合に、これに対して不服を申し立てることが可能なように、同様に全ての影響される要因から独立した、申し立ての制度が整備される必要があります。

しかし、現時点においてはこの双方が整備されている状況であるとは言えず、どの様に公正で中立な運用が保障されるのか、どの様に独立性と公正性が担保されるのかが不明確です。パブリックコメントや公開の場での議論を通じた透明性の確保が必要なことは言うまでもありませんが、この点を担保するための仕組みを明確にすることが必要であると考えます。

EC の規制の枠組み指令第4条においては、規制当局の決定に対して当事者から独立した上訴機関に申し立てをできる権利を確保する仕組みを作ることが規定されています。また、この第4条には、当該機関には、責務を遂行するに足る専門性を要求しています。日本においては、この独立した機関には、一つの例として公正取引委員会や裁判所が相当すると思われませんが、そのためには電気通信分野の問題について、更なる経験を積むことが必要であり、そのための仕組みづくりを行うことが必要になります。

3. 競争評価の実施には法的な根拠を持つべき

今回実施する予定の競争評価は、その実施に法的な根拠が無く、このプロセスは事業法や独占禁止法とは関係なく策定されようとしています。従って、日本における競争評価のプロセスが、何をどの様に改善することになるのかが明確ではありません。このプロセスを、電気通信事業法や、他の競争法に組み込んで、プロセスを実施するための根拠を明確にすることにより、評価自身の有効性や実施の必然性が担保されます。いつまでこのレビューを継続するのか、またそれにどの程度の有効性があるのかが不明確のままでは、レビューの実効性が危ぶまれることとなります。

欧州では、EU 指令に基づき、各国で法制化を進めており、日本においても今後法制化を検討すべきと考えます。

4. 競争の評価段階に於ける技術的事項

第一に、競争の評価段階において、複数の企業が共同で競争を阻害している状況を見いだすことが重要です。典型的な事例として、(電波の利用制限などの)不変の市場への参入障壁をもうけて、これが寡占的な行動を許してしまう場合です。このようなケースは、証明することが非常に難しいと思われませんが、しかしなが

ら総務省殿のガイドラインの中にこの様な状況を見いだすことは重要である旨を明記しておくことは、大変に意義があると思います。(ECの市場分析ガイドライン 2002/c 165/03, paragraph 86 参照)

第二に、市場支配力が存在する市場においては、規制によるコントロールの存在のみが、その市場に競争をもたらすことを認識することが重要です。たとえば、日本においては、ブロードバンドサービスの高度な競争がリテール市場において実現していますが、これは、NTT東西の提供する銅線やファイバーのアクセスラインに対する規制などにより実現したものです。このことは、総務省殿のガイドラインに明記しておくべき点だと思います。

第三に、ホールセール市場における競争の評価の重要性について、基本方針においては、市場の確定は最終利用者向けサービスが起点となる旨記載されています。また、市場の競争を判断する目的のために事業者間の取引が考慮されるとの記述があることは重要なことであり、歓迎するところですが、事業者間取引が同様に重要な市場を形成していて、ホールセール市場に競争が導入されにくい状況があることは一般的にも事実です。また、ホールセール市場において制度的な対策が取られることによって、リテール市場に有効な競争がもたらされることは、公正な接続ルールやネットワークのアンバンドルの規制などを見れば明らかです。これらのことは、基本方針に明記されるべきで、市場の確定がホールセール市場のサービスを起点となることもあり得るべきではないかと考えます。

以上

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

平成 15 年 11 月 4 日

郵便番号 140-0001

住所 東京都品川区北品川 4 丁目 7 番 35 号

氏名 ソニーコミュニケーションネットワーク (株)

代表取締役 社長 山本泉ニ

平成 15 年 10 月に公表された「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成 15 年度実施細目(案) (以下、「実施細目」)」に関し、別紙の通り意見を提出させていただきます。

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する意見

この度は、表記件に関する意見提出の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。以下、「実施細目」を中心に、当社の意見を述べさせていただきます。

1. 「最終利用者－電気通信事業者間取引」においては、「インターネット接続サービス」と「インターネット接続回線サービス」が評価の対象とされていますが、最終利用者向けサービス市場の競争状況に大きな影響を与えるのは、「インターネット接続回線サービス」であると考えます。従って、「インターネット接続回線サービス」を中心に、競争評価を実施することが適当であると考えます。
2. 「インターネット接続サービス」にて、都道府県別での情報収集が想定されていますが、地理的的被拘束性が存在しないインターネットの特性からみて、都道府県単位の評価は相応しくないと考えます。
3. 「インターネット接続サービス」の「接続回線の種類ごとの契約者数」の収集に関しては、収集する各項目を明確に定義することをお願い致します。(例えば、FTTH 接続コースの契約の中に、ダイヤルアップ接続サービスの利用も含まれる場合、どのように数えるのか)
4. 2で記した通り、「インターネット接続サービス」に都道府県別の概念はそぐわないため、当社では、都道府県単位ではデータ管理をしていません。仮に、都道府県単位でデータを算出した場合でも、正確性を欠く可能性があります。(例えば、契約者が転居後の住所を当社に届けていない場合)
また3において、収集する各項目が明確に定義されたとしても、当社は、その定義に沿わない単位でデータを管理していることも考えられます。
当評価のために新たにデータ作成が必要となる場合、多大な時間およびコストが発生する可能性があることを十分にご考慮いただき、収集する情報は必要最小限に留めていただきたいと思います。
また「インターネット接続回線サービス」の調査にて把握可能な情報は、重複を避けるために、「インターネット接続サービス」の調査項目から外すことを要望いたします。
5. 「電気通信事業者間の取引」に関しては、守秘義務の対象項目であることから、情報提出は困難であると考えます。
6. 収集した情報は、経営戦略上、非常に重要な内容が含まれているため、当評価以外の目的では利用しないようお願い致します。また、結果の公表に際しては、事業者別の公表、または事業者名が推測される形での公表を避けるよう、十分ご配慮いただくことを要望致します。

以上

意見書

平成 15 年 11 月 4 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうく にほんばし はこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する
意見

1. 基本方針(案)「第一章 競争評価の基本的考え方」について

今年度の競争評価は、NTT東西が有する不可欠設備の開放が十分進み、競争状態を作るために有効に機能しているか、有効競争を阻害する問題がないかを評価することに実施の目的を絞ることが望ましいと考えます。

理由は次のとおりです。

- ① 今年度の評価対象であるインターネット接続領域は、詳細なデータを検証するまでもなく市場が成長途上であることは明らかです。また様々な分野から多くの事業者が参入し厳しい競争を繰り広げており、市場は激しく変化しています。このような領域の評価手法は未だコンセンサスが得られたものではなく、この時期に評価結果を出すことは事業そのものに悪影響を与えることが懸念されます。そこで、これまで実施されてきたNTT東西に対するドミナント規制が有効に働いているかどうかをまず検証することに焦点を絞って競争評価を開始することが適当と考えます。
- ② 欧州における競争レビューも「SMP(Significant Market Power)に対する規制フレームをあらかじめ決めておき、それに相当するかどうか判断」というアプローチをとっています。また、米国においてはILECのアンバンドル義務の維持／除外等既存ドミナントに対する規制について分析しています。このように欧米においても評価・分析は焦点を絞りSMPに対する規制を分析しており、国際的な整合性の観点からもNTT東西に対するドミナント規制が有効に働いているか、有効競争を阻害する状況がないかをどうかを評価することがまず必要と考えます。

2. 基本方針(案)「第三章 市場の画定」について

最終利用者向けサービスの市場に影響する他市場の要因は、競争状況を分析する段階で勘案するが、事業者と事業者の間の市場画定では、ネットワーク構

造や事業者間の責任分界など供給者側の事情も考慮する。特に、水平的・垂直的な競争制限の可能性を考慮するに当たっては、価格に対する支配力のみならず競争状況に及ぶ影響力を総合的に分析するように努める。

(基本方針(案)23頁3-3「市場の多重構造」(5))

事業者間取引が円滑に行われているかどうか、とりわけ最終利用者向けサービスが取引される市場の競争状況に強く影響する不可欠設備等の分析は極めて重要です。不可欠設備等の分析に係ると思われる記述中「ネットワーク構造や事業者間の責任分界など供給者側の事情も考慮する」の、考慮の意味合いが不明であり、裁量行政に向かう危惧があります。これを明確にして戴きたい。

3. 基本方針(案)「第四章 競争状況の分析と評価」について

(1) シェアと市場支配力の相関について

また、シェアの変化は、競争状況の変化の方向性を示唆する。例えば、シェアが第一位の事業者(以下、「トップシェア事業者」と言う。)と競争者が競い合い短期間にシェアが大きく上下している場合や、トップシェア事業者のシェアが逡減を続けている場合には、当該市場が競争的な状況にあるか、あるいは、その方向に向かっていく可能性が予想される。逆に、トップシェア事業者が高いシェアを安定して保持している場合には、当該市場が競争的な状況にない可能性が予想できる。ただし、高いシェアを安定的に保持しているのは、当該事業者の経営・営業努力の結果であることもあり得るので、シェアと支配力の相関については、原因に関して定性的に分析する。

(基本方針(案)33頁4-1「分析のための主な指標」(1)③)

ある事業者が市場支配力を有しているかどうかを評価する際に、①事業を遂行するために不可欠な設備を有すること等により他の事業者と比較して有利な状況にある事業者が、依然として市場支配力を有している場合と、②ある事業者が自由で公正な競争を行った結果市場支配力を有するに到った場合、とでは当然分析結果の評価は異なるものでなければなりません。

前者は不可欠設備の開放政策を更に強化すべきことを判断するための指針となるものであること、そして後者は多くの場合事業に対する先見性や企業努力によるものであり、成熟していない評価手法をもってその事業者に対する規制行うべきものではないことを基本方針の中に明記すべきです。

(2) 支配力の梃子(レバレッジ)について

優位性のある分野から事業を開始し、垂直的又は水平的に他サービスに進出する事業者の行動は、規模・範囲の経済性を追求しようとするもので、料金請求の一元化や関連する複数サービスのセット割引といったメリットを利用者にももたらす利点がある。一方で、例えば、別の市場で支配力を有する事業者による内部相互補助、情報の目的外利用等が外から市場の競争を阻害する可能性もある。したがって、競争状況の分析では、当該他市場からのレバレッジが働いているか、働いているとすればそれはどう働いているかといった点を分析する。

(基本方針(案)37頁4-3「定性的な要因分析」(3))

具体的に分析することが必要であり、次のような問題についても取り上げ分析すべきであると考えます。

- ① NTT東西の116番は、NTT東西の営業窓口になっていると同時に、他事業者の顧客が自身に関する情報を問合せる窓口をも兼ねています。そのためNTT東西と他事業者が競争している領域において、他事業者にとって不利な状況となっていないかどうか検証・分析することが必要です。
- ② NTT東西に対してDSL工事の申込をおこなう場合に、加入電話の契約者本人が申し込まなければ受け付けられません。しかし、加入電話契約者が亡くなり契約の継承手続きがなされていなかったり、契約者が改姓し届出がない等により、NTT東西が加入電話契約者として有する名義は、事実上の契約者ではないことが多々あります。そのため、DSL事業者は、顧客がNTT東西の有する契約者名を認識しその名義で申込に至るまでに多大なコストと労力と期間をかけています。DSL事業を行い且つ加入電話契約者情報を有しているNTT東西と比べて他事業者が不利な状況となっていないかどうか検証・分析することが必要です。
- ③ NTT東西から指定電気通信設備である中継系及び加入者系光ファイバを借りる場合に、利用の可否が迅速、正確に把握でき、円滑に接続できる状況になっているかどうか、NTT東西の指定設備利用部門と他事業者が平等に設備を利用できる状況になっているかどうかを検証・分析することが必要です。
- ④ NTT東西から局舎スペースや電力設備を借りる場合に、利用の可否が迅速、正確に把握でき、円滑にコロケーションできる状況になっているかどうか、NTT東西の指定設備利用部門と他事業者が平等に設備を利用できる状況になっているかどうかを検証・分析することが必要です。

(3) 総合評価について

単純に「競争的である」、「競争的でない」といった二分が馴染まない状況も予想されるが、分析結果から、競争が有効に機能している、あるいは逆に機能していないと総合的に評価できる場合には、その考え方を示し、そうした競争状況の下での規律のあり方にも言及。

(基本方針(案)43頁4-4「総合評価」【要旨】)

例えば多数の利用者の加入が見込まれず供給者にとって魅力ある市場でないといった場合等では、事業への参入モチベーションが働かず競争的にならないことが多いと考えられます。このような市場では、競争の規律とは無関係の競争阻害要因が存在するケースが多く、場合によっては競争政策でなく競争阻害要因の除去のための産業政策、あるいは社会政策が重要と考えられます。従って、競争が有効に機能していないと評価できる場合に、直ちに規律のあり方に言及する必要はないと考えます。

4. 実施細目(案)「第3. 供給者(電気通信事業者)側からの情報収集の方法と内容について」について

(1) 情報収集の時期について

情報の収集は、分析前と、ある程度分析を進めた後の2段階に分けるべきと考えます。

収集すべき情報(実施細目(案)30頁【別添2】)は極めて詳細に過ぎ、次の問題があります。

- ① 提出するに当たって、事業者の負担が大きい。
- ② 分析のフレームによっては必ずしも必要かどうか分からない情報も含まれている。

そこで、情報の収集は、分析を進めるために最低限必要な情報と、評価の方向が明らかになった後さらに分析を進めるために必要な情報に仕分けすることが望ましいと考えます。

(2) 情報収集の内容について

「電気通信事業者間の取引①(実施細目(案)34頁【別添2】表2)」に関する情

報に、指定電気通信設備に関する情報を追加すべきであると考えます。

我が国のインターネット接続、とりわけブロードバンドが世界的にみても顕著な進展を遂げていることは、指定電気通信設備の開放義務が、新規参入を促し、事業者間の有効競争の促進に寄与した結果であることは言うまでもありません。この制度が有効競争のために十分機能しているかどうかを継続的に観察する必要があります。そのために、次の情報を競争評価の収集情報の対象にすべきであると考えます。

- ① NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの保有数量と使用数量（現用数量と予備数量の内訳を含む）
- ② NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの申込から納入までの期間
- ③ NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの事業者間取引数量とNTT東西の指定設備利用部門の使用数量

5. 実施細目(案)「第9. 実施スケジュール等について」について

評価のプロセスを一層透明にし、且つ十分な議論を尽くして評価結果をまとめるとともに、評価結果の修正・見直しも柔軟に行うべきと考えます。

評価結果は、その後の競争政策に反映されるものであることから慎重を期して導かれなければなりません。また、評価結果はいったん公表されてしまうと、未だ見直すべき点がある場合であっても最終決定されたもの、あるいは最終決定に近いものと受取られ、評価結果として既成事実化されることが懸念されます。

そこで、評価結果を公表する前後のルールとして次の2点を実施細目に明記することを要望します。

- ① 「評価結果については、意見公募を行う(実施細目(案)27頁(5))」としているが、その前に次のように意見を述べる機会を設けること。
 - i. 市場画定作業を終えた時点での意見公募
 - ii. 総合評価に先立つ、個々の定量的、定性的要因分析状況に対する意見公募
 - iii. 特定の事業者が市場支配的と結論づけようとする場合の弁明
- ② 評価結果がまとまった後であっても、分析に用いた定量的、定性的要因に変化が生じたときには見直すこと。またそのプロセスに事業者も参画すること。

6. その他留意すべき事項

有効競争促進の観点から、現在、携帯電話事業者が一定数に行政的に抑えられている点を見直すべきであると考えます。

－以上－

意見書

平成15年11月4日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 100-8560

(ふりがな) とうきょうと ちよだく うちさいわいちょう

住所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

(ふりがな) とうきょうでんりょく かぶしき かいしゃ

氏名 東京電力株式会社

とりしまりやくじょうほうつうしんじぎょうぶちょう ふじもと たかし

取締役情報通信事業部長 藤本 孝

連絡先 電話 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

(担当: [REDACTED])

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」および「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」および「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に対する意見

1. “情報の収集と公開”に対する意見（「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」（以下基本方針という）“2-2 情報の収集と公開”および「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」（以下実施細目という）“第3. 供給者（電気通信事業者）側からの情報収集の方法と内容について”に対する意見）

<意見>

- ・ 競争評価の検討に資するデータの提出に関しましては、データ収集作業が事業者にとって過度の負担増とならないよう充分留意すべきと考えます。そのため、通常事業者側で管理していないデータ等に関しては概数での提出とするなどの柔軟な対応が必要であると考えます。
- ・ お客さまがサービスを選択する際、多くのお客さまから選ばれているという安心感、信頼感から、市場シェアの高いサービスを選択する傾向が強いと認識しております。そのため、個々の事業者の契約数等のデータを公表することは、既に市場支配力を有する事業者に有利に働き、結果としてその他の事業者の競争上の地位を害すると考えられます。特に揺籃期にある市場に関しましては、データの公表により、競争状態初期にある市場に対し、上記の理由により不適切な競争状況を生み出す可能性があるため、実数をそのまま公表せず、集計・加工を前提とすることが好ましいと考えます。

2. 支配力の梃子（レバレッジ）に対する意見（基本方針“4-3（3）支配力の梃子（レバレッジ）”に対する意見）

<意見>

- ・ 事業者が当該市場で支配力を持たない場合には、当該他市場において支配力を有しているとしても、料金請求の一元化や他市場サービスとのセット割引といったメリットを利用者が享受できるという観点から、当該他市場からのレバレッジを事前規制すべきではないと考えます。
- ・ また、そのような事業者の市場支配力に関しては、競争評価を適時実施し、支配力が顕著になった段階で規制などを適用（事後規制の考え方）することにより、適正な競争状態が維持できるものと考えます。

3. 不可欠設備に対する意見（基本方針“4-3（4）不可欠設備等がサービス市場に与える影響”に対する意見）

<意見>

- ・ 不可欠設備は、競争評価対象となる“利用者向けサービス”市場に影響を与える一要因としてその影響を分析していく、という方向性には賛同します。
- ・ なお、電柱などの不可欠設備を所有する事業者に対しては、電柱などへの当該事業者設備の建設、運用および保守を円滑に実施させることを基本的な考え方とし、当該事業者が不可欠設備の建設、運用および保守を積極的に行うインセンティブが働く措置を講ずるべきと考えます。このような措置が不可欠設備の適切な維持および拡充を可能とし、結果として不可欠設備を利用する事業者の利便性が向上し、電気通信サービス市場の更なる活性化に貢献するものと考えます。

以 上

※ “データの保護” のとは具体的にどのようなことか、どのようなデータを対象とするのか。

○ 事業者側データについて

- ・ 具体的なデータは細目 p.30 以降
 - “契約数は売上高の非公表としている事業者も少なくない状況下で、そのような情報を関係者間で共有し、行政の透明性や予見可能性の向上につなげていくことができるかについては、今後引き続き関係者の合意形成を図る必要がある。”
 - “どの部分が事業者によっても把握できるのか、把握できるとしてどの程度の負担増になるのか、負担増にならなくても情報の提出できない事情があるかのうちでは、意見公募やヒヤリングを通じて明らかにする”
- ・ 原則公開。保護を要するデータについては、集計、加工するなど、取扱に配慮する（方針 p.14）。
- ・ 保護すべき情報の取扱いには注意し、具体的なデータ等の公表については、意見公募に対する意見等を踏まえて対応（細目 p.6）。

○利用者側の情報

- ・ 利用者が特定できないよう情報を集計、加工するなど、保護を要するプライバシーや情報に配慮しながら原則公開する（方針 p.16）。

○競争阻害要因に関するコメント（基本方針P. 37）

- ・ 同一のIP電話プラットフォーム事業者からIP電話サービスを受けるISP間では、ユーザーはIP電話を無料で利用可能であるが、ユーザーが、異なるIP電話プラットフォーム事業者からサービスを受けるISPに加入している場合、接続料金を課すことを検討している事業者がある。これは、接続料金を課すIP電話プラットフォーム事業者が寡占である場合、IP電話プラットフォーム事業への新規参入を阻害する恐れがある（寡占事業者のプラットフォームを利用したISPのユーザーへ接続する場合、接続料が発生、寡占事業者の加入するユーザーとは差別的な取扱いとなる）。寡占事業者プラットフォーム内でIP電話を提供する場合も、コストは発生していることから、接続料金が競争阻害要因にならないよう、今後チェックしていく必要がある。
- ・
- ・ 寡占的事業者によるレバレッジは、競争状況に大きな影響を与えるものと考えます。特に、競争環境が整備される以前に、インターネット接続サービス市場を取り巻く市場（メタル線による加入者アクセス系市場等）において独占的であった通信事業者は強固な顧客基盤を有していることから、内部相互補助および情報の目的外使用の観点から十分に現状を分析し、現存する措置等が正しく機能しているのか、新しい法規制が必要か、など多面的に検討をして頂くことが重要であると考えます。

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」
に対する意見

平成15年11月4日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 殿

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
うえの みちとも
代表取締役社長 上野 至大

平成15年10月7日付け「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」
及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する
意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

電話:

FAX:

別紙

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び 「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」 に対する意見

NTT西日本

1. 「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」に対する意見

我が国のブロードバンド市場においては、新規事業者の参入、新しいサービスやビジネスモデルの登場により、熾烈な競争が行われております。このような状況の下で、従来のサービス区分が統合・包摂され、これまでなかった種類のサービスが出現するなど、サービスの供給構造や事業者間相互の関係が変化を続け、その結果、利用者側にも多種多様な選択肢が用意されるなど、その市場は時々刻々と変化しており、競争的であるとの蓋然性は極めて高いものであると考えます。

また、我が国経済・社会のIT化を推進し、ITの利活用を通じて便利で快適な国民生活や新たな産業・市場の創造などを実現するためには、ブロードバンドサービスを提供する各事業者の創意工夫を最大限発揮させることが必要であると考えます。

したがって、このようなブロードバンド市場においては、事前規制をすべて撤廃し、競争の結果として寡占等に起因する弊害が生じた場合には事後的に規制を課すというような、自由闊達な事業展開による市場の活性化を促すべきであると考えます。

2.「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」 に対する意見

【分析市場の画定について】

電気通信事業分野における競争状況の評価にあたり、市場の画定は競争状況の分析結果を左右する重要な過程であります。とりわけブロードバンド分野は、事業者間の激しい競争や技術革新に伴い、新サービスの登場やサービスの統合・融合が短期間に行われるなど急激な成長期にあり、このような市場においては、①サービスの供給構造や事業者間相互の関係が変化を続け、その結果、利用者側にも多種多様な選択肢が用意されているなど市場構造が複雑化していること、②競争状況が時々刻々と変化しており、収集したデータと実際の市場の間にはタイムラグが生じざるを得ないことなどから、その競争状況の評価するにあたっての市場画定は非常に困難であると考えます。

したがって、このようにダイナミックに変化しつづけるブロードバンド市場について競争状況の評価する際には、サービス区分を細分化せず、まずは市場全体について大括りに捉えたうえで競争状況の評価することが必要であると考えます。

この結果、競争が有効に機能していると評価される場合には、速やかにその評価を政策に反映し、事前規制を緩和・撤廃するなど、競争の中立性確保を図るべきであると考えます。

【データ収集について】

競争状況の評価に使用するデータの収集について、電気通信事業報告規則及び電気通信事業会計規則に基づく報告を上回る細目区分について新たに報告を求める場合は、電気通信事業者に対し過大な負担を強いることとなることから、収集目的・用途を明らかにしたうえで必要最低限のものとしていただきたいと考えます。

そのうえで、弊社としては全事業者が同等に提出義務を負うことを前提として、企業秘密に相当する事項、把握が技術的に困難な場合や把握のために多大なコストが発生する場合を除いては、基本的にはデータ提供に協力していく考えです。

なお、仮に全事業者一律に情報収集することが困難な場合には、情報収集に協力した事業者のシェアが過大に評価される等不利益を受けることが無いようすべきであると考えます。

以上

意見書

渉外第15-0184号

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 104-8508

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

氏 名 日本テレコム株式会社

代表執行役 ロナルド・ティ・レイ

電話番号

fax 番号

メールアドレス

(担当:)

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に対し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

はじめに

電気通信市場の競争状況について、多角的な視点で公平かつ中立な評価を行い、競争状況にみあった政策的措置を講じていくことは極めて重要であり、市場のさらなる発展及び利用者利益の増進につながると考えます。

本年7月の「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書の公表に続き、このたび、競争状況の評価に関する基本方針（案）及び実施細目（案）が公表されたことは大変有意義なことであり、本年度から実施される競争評価という取り組みのモデルとしての役割を果たすと考えております。また、このような形で意見を提出する機会を与えていただいたことに対して厚く御礼申し上げます。

しかしながら、更に考慮していただきたい点もあり、弊社の具体的意見及び要望について、以下のとおり述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

総論

- ・日本の電気通信市場は独占から出発し、複数の事業者の参入を迎えて競争環境が形成されたという歴史的背景を有しています。このような背景の下で公正競争を実現させるためには、独占から出発した事業者に対してネットワーク開放を義務付けることに代表される接続規制が不可欠であり、小売市場における競争進展は接続規制が十分機能していることを意味していると考えます。例えば、加入者回線設備のアンバンドル化及びNTT東西殿の局舎におけるコロケーションルールが整備されたことによって競争事業者によるMDF接続が可能となったことが、我が国におけるADSLサービスの爆発的な普及の主要な要因の一つであると理解しております。

このように接続規制が小売市場における競争の前提となっている場合に、小売市場における競争評価の結果によって接続規制の適否を判断することは不適切であり、競争を阻害する結果につながります。接続規制に関しては、設備的なボトルネック性からその適用範囲や内容を議論すべきであり、小売市場における競争進展の評価とは峻別すべきと考えます。現在の接続規制によってサービスベースでの競争が進んでいる場合に、サービスベースでの競争評価によって接続規制の見直しが行われることは不適切な結果となります。

- ・競争評価において最も優先されるべきは評価過程における透明性・中立性であると考えます。したがって、評価する主体については、行政だけではなく、利用者の代表や学識経験者等が参画することにより、透明性・中立性を確実に担保し、多角的な検討が可能になるものと考えます。
- ・競争評価実施に係るフローや競争状況の評価に用いられる各指標等については、実践を踏まえた上で定期的に見直されるべきと考えます。「各年度に取り上げる対象分野は、当該年度ごとに決定する」（基本方針案7ページの（4））とありますので、基本方針についても毎年見直すべきであると考えます。また、見直しの際にはパブリックコメントを募集すべきと考えます。
- ・他の政策決定において、競争状況の判断が必要となる場合には、今回示された「競争状況の評価に関する基本方針」の手法を活用し、一貫した判断がなされるべきと考えます。

各論

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）

第一章 競争評価の基本的考え方

1-2 競争評価の基本スタンス

(2) (P.4)

市場の競争状況を毎年度モニタリングすることで競争状況の変化のトレンドが定量的に把握できるようになれば、近い将来の市場の競争状況を見据えて早い時期から事業と規制の関係を議論できるようになる。

(以下、略)

市場をモニタリングすることは重要ですが、定量的トレンドの公表にとどまることは競争評価の第一目的ではないと考えます。競争結果を受けて、政策に反映されてはじめて意義あることと評価されると考えます。競争評価の第一目的は、現行の政策が時代や市場に見合ったものであるか、不十分な点はないかといったことを検証し、必要な場合には政策の変更に結実させることであると明記すべきと考えます。

(4) (P.5)

このような競争評価は、行政が政策を企画、立案、推進する過程の一環として実施するものであるが、部外に具体的に分かりやすい形で提示する。

(以下、略)

本意見書総論で述べたとおり、競争評価においては、その過程における透明性・中立性の確保が最も優先されるべきであると考えます。したがって、評価主体は行政だけでなく、利用者代表や学識経験者等の参画を仰ぐことにより多角的な視点から検証することで評価の充実を図るとともに、透明性・中立性を確実に担保する必要があると考えます。

1-3 競争評価の大枠

1-3-1 分析対象を決める

(3) (P.7)

競争評価の作業は、重要性、関連性等を勘案して、順次実施する。ただし、変化が急な場合や政策的に注視する場合には、経年で変化を把握する必要があるので、調査を実施する間隔については柔軟に対処する。

変化が激しい分野の競争評価は毎年実施されるべきと考えます。したがって、調査を実施する間隔については柔軟に対処するというあいまいな記載ではなく、変化が激しい分野は毎年競争評価を行う旨を基本方針において明確に宣言すべきであると考えます。また、対象とする分野については、実施細目案2～3ページに記されているような選定理由を毎

年記すことで、当該分野が選定された重要性や関連性等を明らかにすべきと考えます。

1-3-2 市場を画定する

(1) (P.8)

(略)

このような市場の外郭を決める作業は、競争状況の分析作業の前提として必須であり、その結果も左右することのある重要な過程である。

(3) (P.8)

具体的な作業では、対象範囲に含まれる最小単位のサービスを特定し、それを起点として、その周辺のサービスと対比させながら同一とみなし得るかどうかを判断し、同一とみなされるサービスを一つに括り一つの市場とする。

第三章 市場の画定

3-1 需要の代替性

(1) (P.18)

サービスが同一とみなされるかどうかは、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見いだしているのかという需要の代替性に基づき判断し、この同一性によって市場を画定する。

基本方針案に賛同します。サービスの同一性の判断基準としては「一般的な利用者の併用の意識の有無」が挙げられると考えます。

重要なステップである市場画定作業においては、行政のみならず、一般的な利用者の意識を把握するため、利用者代表（住宅・企業）等も参画すべきと考えます。その際には、以前総務省で開催されていた研究会を臨時で開催することや、カンファレンスのような形をとることが有用であると考えます。

1-3-3 競争状況を分析、評価する

(3) (P.9~10)

具体的には、各指標等の分析は、次のような流れで進める。

- ① 市場の競争状況を正確に把握するため、まず定量的指標を分析し、競争状況を大きく捉える。
- ② その際、市場ごとの特殊性を過度に強調するのではなく、契約数や売上高のシェアやその推移、参入障壁の大きさ、事業者数、新規参入・退出の動向等を分析する。
- ③ この際、定量的な分析のみをもって明らかに競争が進展していると判断することが合理的な外形的基準を設けるようにし、その基準に合致する場合には、当該市場について定量的分析のみをもって競争が進展していると判断する。
- ④ 定量的な分析のみでは、競争が進展していると判断できない場合には、定量的指標が示す状況をもたらししている要因を含め、定性的な分析を進める。

第四章 競争状況の分析と評価

4-2 外形的基準の採用

(1) (P. 36)

シェアや市場集中度に関しては、客観性と透明性に優れ事業者の予見可能性も高まる外形的基準を採用し、定量的な分析結果が一定の要件を満足する場合には競争が十分有効に機能していると判断する。

外形的基準を設けることで定量的な分析で競争が進展していると判断できる場合には定量的な分析のみしか実施しないとのことですが、いかなる場合であっても、すべからく定性的分析は実施されるべきと考えます。例えば、比較的競争が進展していると想定されるDSLサービスにおいては、サービススペースでの競争の背景として接続規制が有効に機能しているという実態があります。定量的分析だけで判断することはこのような競争促進もしくは阻害理由を考慮しない結果となり、不適切であると考えます。

そもそも、リサーチを実施する場合には、何らかの定性的仮説を念頭に置いた上でその定性的仮説の裏付けを取るために定量的分析を行い、さらに定性的分析を加えるというステップを経ることが通常であると考えます。定量的分析のみしか行わない場合、定性的要因を全く勘案しないということになり、競争状況を正しく把握できないおそれがあります。評価においては多角的な検証が求められると考えます。

したがって、定性的仮説の設定→定量的指標による第一次評価（概況の把握）→定性的指標による第二次評価（要因分析）というプロセスをサイクルとして定期的にまわしていく必要があると考えます。

第三章 市場の確定

3-3 市場の多重構造 (P. 22)

(4) しかし、電気通信事業者と最終利用者との間の取引は、当該電気通信事業者が他の電気通信事業者との間に成立する取引分野の影響を強く受ける。その影響を定量的にせよ、定性的にせよ分析することは、競争評価の重要な要素となる。例えば、最終利用者向けサービスが取引される市場の競争状況に強く影響する不可欠設備等の分析がそれに相当する。

不可欠設備の影響などの分析を行うことは、競争状況の要因分析に必要なものであり、上記の考え方に賛同いたします。しかしながら、競争評価の範囲は、最終利用者との取引市場（サービス市場）であり、事業者間取引分野自体の競争評価や接続規制について議論するものではないと考えております。

第四章 競争状況の分析と評価

4-1 分析のための主な指標

(1) 市場占拠率（シェア） (P. 33)

②事業者のシェアは、そうした事業者が市場で有する支配力の有無を示唆する指標として利用する。もちろん、一定の基準を超える相当に高いシェアであっても支配力が存在

する蓋然性を推測させるに過ぎないので、シェア以外の指標も総合考量する。

③ (略)

ただし、高いシェアを安定的に保持しているのは、当該事業者の経営・営業努力の結果であることもあり得るので、シェアと支配力の相関については、原因に関して定性的に分析する。

定量的指標による第一次評価のツールとしてシェアを用いることは有効であると考えます。しかしながら、基本方針案に述べられているとおり、シェアと支配力の相関については定性的な分析も加わってはじめて明らかにされるべきと考えます。

4-3 定性的な要因分析

(2) 参入に必要な諸条件 (P. 38~39)

新規参入しようとする事業者は、一定規模の投資資金（サンク・コストを含む。）、一定の技術レベル、不可欠資源（設備、特許等）へのアクセス、競争者とのサービス差別化、販売網等を要するので、こうした諸条件が新規参入を阻む要因になることがある。

例えば、従来の固定電話サービス事業に参入するには専用の交換機等が必要であり、また F T T H のインフラサービス事業に参入するには加入者宅までの光ファイバの敷設に巨額投資を要する。これらの投資は、サンク・コストとなる可能性があり、参入には大きなリスクを伴う。これに対し、例えば、インターネット接続サービス事業への参入であれば、ルータ等の汎用品が利用できるため、一般に投資規模が小さく、参入のリスクも相対的に小さい。必要な諸条件は、サービスによって異なる。

しかし、累次の規制改革、接続ルールの整備等によって、ネットワーク構築の柔軟性が向上しているため、今日では、新規参入しようとする事業者は、自ら設備等を設置してサービスを提供するのか、他事業者の設備等を利用するか等を選ぶことができ、提供エリア等も自在になっている。このため、上述のような諸条件は、以前ほどには参入を阻害していない。

参入に必要な諸条件は以前ほどには参入を阻害していないとありますが、あくまでも仮説であり、その仮説を立証するために、定量的分析及び定性的分析を実施すべきであると考えます。サービスベースでの競争に必要な諸条件の評価においては、ボトルネック保有者と同じような条件で設備等を使用できるのか否かといった点も検証・評価すべきと考えます。

本意見書総論で述べたとおり、参入に必要な諸条件については、各事業者がゼロの段階からサービスをスタートさせたのではなく、独占から出発し、複数の事業者の参入を迎えて競争環境が形成されたという歴史的背景が検証において認識されるべきと考えます。

このような歴史的背景があることに加え、上記基本方針案にも記載されている投資規模という参入障壁が存在するため、既存事業者のボトルネック設備の開放を義務付ける接続ルールが整備されてきたと理解しておりますので、接続ルールは維持されるべきと考えます。

しかしながら、接続ルールの整備を前提としても、規模の経済性やネットワーク効果が働く電気通信産業においては、一定の事業規模を確保することが競争を行う上で重要な要素であり、投資リスクはいまだに大きいものと考えております。したがって、本項目に挙げられている諸条件については、指標として依然として重要であると理解しております。

(3) 支配力の梃子（レバレッジ）（P. 39）

（略）

一方で、例えば、別の市場で支配力を有する事業者による内部相互補助、情報の目的外利用等が外から市場の競争を阻害する可能性もある。

したがって、競争状況の分析では、当該他市場からのレバレッジが働いているか、働いているとすればそれはどう働いているかといった点を分析する。

基本方針案に賛同します。独占事業者によるレバレッジは、競争事業者にとっては大きな脅威であり、競争状況に大きな影響を与えるものと考えます。

したがって、レバレッジの働き方等を分析するのはもちろんのこと、レバレッジの行使を防止するためのファイアウォールについて、法制上十分であるかということだけではなく、現在の措置が実態面としてきちんと機能しているかも併せて検証すべきと考えます。

(4) 不可欠設備等がサービス市場に与える影響（P. 39）

（略）

設備等の不可欠性に起因する影響力がサービス市場にどう及んでいるかは、不可欠設備等のサービスや機能を取引する市場自体の競争状況の問題ではなく、あくまで不可欠設備等の影響力が分析の対象となる。

（以下、略）

ボトルネック設備に課される接続規制の議論は、利用者向けサービス市場における競争の進展とは別個であり、競争状況の評価とは独立していると理解しております。

4-4 総合評価

(2) (P. 43)

しかし、分析の結果から、競争が有効に機能している、あるいは逆に機能していないと総合的に評価できる場合には、その考え方を示し、そうした競争状況の下での規律のあり方にも言及する。

公正競争の実現のために、行政は競争評価の結果の公表にとどまらず、評価結果を受けて競争政策のスクラップアンドビルドを行うべきと考えます。つまり、現在の政策が時代や市場に見合ったものであるか、不十分な点はないかといったことを検証し、必要な場合には政策の変更に結実させてはじめて、競争評価の真の目的が果たされると考えております。

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）

第5. 市場画定における利用者属性について

（1）個人と法人（P. 16）

個人と法人とでは、インターネット接続回線サービスの利用目的と実態に違いが予想されるため、需要者側の情報収集は、個人と法人という利用者の属性に着目した情報収集となる（第4. 参照）。しかし、個人と法人の違いによって提供されるサービスが異なる場合とはみかなく、通常は、供給者は個人と法人を区別してサービスを提供していないと予想される。市場画定ではこの点に留意する。

実施細目案にあるとおり、DSLなどアクセス回線については、個人・法人でその用途が大きく異なると考えます。法人については「法人向けデータ通信サービス」の足回り回線として個人ユーザーとは区別すべきと考えます。

法人ユーザーは、データ通信回線として、IP-VPN、広域イーサネット、インターネットVPN（及び従来の専用線・ATM/FRなど）から、使用形態・業務規模・通信コスト・トラフィック状況・セキュリティなどを考慮して、最適なものを選択・組み合わせを行っています。DSL等も「法人向けデータ通信サービス」の足回り回線として利用されており、従来の専用線の代替になっているケースが多いと考えます。したがって、個人ユーザーにおけるインターネット接続（DSLなどアクセスを含む）と区別することが必要であると考えます。

また、コアネットワーク（サービス市場）とアクセス回線（サービス市場）は区別して評価することが適当であると考えます。

第6. 市場画定における地理性について

（1）インターネット接続サービスにおける地理性（P. 18）

インターネット接続サービスは、各電気通信事業者によって提供地域が決まっていますその地域に居住していなければ利用できないインターネット接続回線サービスに比べると市場画定への地理的な影響は小さいとも考えられる。

しかし、インターネット接続サービスは、アクセスポイント（AP）に送られてきた情報をインターネットにつなぐか、あるいはその逆の疎通を実現するサービスであるため、APの設置数が少ない小規模電気通信事業者の利用者は、そのAPまで容易にアクセスできる者に事実上限られるといった地理的な被拘束性は、やはり存在している。

（以下、略）

（2）インターネット接続回線サービスにおける地理性（P. 19）

（略）

インターネット接続回線サービスが地理的に斑状に提供されている以上、市場画定の際にこうした地域性の違いを考慮に入れることは合理的であるので、ある程度地理的な事情を分析の対象に加えながら必要であれば二重、三重に重畳して地理的市場を画定する。

（以下、略）

競争評価の目的から考えた場合、地域単位にデータを取得して評価をする必要性の有無は、地域によって競争「条件」（参入障壁の存在やレバレッジの行使）が異なることが存在するかという視点で判断すべきと考えます。地域単位（例えば県単位など）でのデータ把握は、例えばブロードバンドの普及という産業振興の目的からは有益ですが、競争評価の目的からは外れると考えます。

「インターネット接続」という分析対象については、競争「条件」の視点からは、地域単位での差はあまりないものと想定しておりますので、地域単位に評価しなくともよいと考えます。仮に地域単位での評価を実施するとしても副次的なものであると考えます。

第8. 競争状況の判断に採用する外形的基準について

(2) (P. 26)

本競争評価に外形的基準を採用することの是非、あるいは採用するとしてその基準の妥当性は、今後の実践を通じて引き続き検証していく。したがって、本年度は、シェアと市場集中度の両方に関し、EUが採用している基準と、日本の公正取引委員会が採用している基準の両方を試験的に採用する。

定量的分析の指標の1つとして、外形的基準を試験的に採用することも一案であると考えますが、外形的基準による分析結果だけで、競争的であるか否かを判断すべきではないと考えます。競争評価においては、定性的仮説の設定→定量的指標による第一次評価（概況の把握）→定性的指標による第二次評価（要因分析）というプロセスをサイクルとして定期的にまわしていくことにより、多角的な検証を行うべきと考えます。

第9. 実施スケジュール等について

(4) 評価結果の取りまとめ (P. 27)

平成16年3月末までに市場画定及び競争状況の分析作業を終え、その結果を取りまとめる。

「11月中に実施細目を確定する」（実施細目案27ページ）とありますが、平成15年11月以降平成16年3月末までのスケジュールが示されるべきと考えます。具体的には、データ取得の時期、市場画定の時期、評価・分析の時期、パブリックコメント募集の時期をそれぞれ示すとともに、利用者代表や学識経験者がどの作業段階に参画するかについても明らかにすべきと考えます。

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）

別添2 調査対象者と収集すべき情報

弊社としましては、調査項目について以下のとおり考えます。

全般的事項

弊社意見

- ・ 「市場画定における地理性について」に対する弊社意見のとおり、地理的な影響は副次的なものであると考えております。また、調査対象事業者を比較的規模の大きい事業者に限定（表1では5万件以上の契約数を有するインターネット事業者）した場合、全国単位での事業運営を行っている可能性が高くなります。したがって、都道府県別のデータ提出を必須とすることは不必要と考えます。
- ・ 実施細目（案）にあるとおり、分析対象は最終利用者向けのサービスとなっており、事業者間取引は、副次的情報であると理解しております。その観点からは、大まかな相互接続の有無・取引額程度の情報で足り、表2～4で記載されたネットワークの詳細な情報（設備設置区間や回線数）などは不要であると考えます。
- ・ 過去の月次データについては調査困難な場合があることから、適宜年次データのみ提出を可能とすべきと考えます。
- ・ 「各社契約約款等で定める区分」とありますが、事業者によって区分が異なることが想定されるため、差異区分を行わない、若しくは区分をあらかじめ定めて提出を求めることが適当と考えます。

表1 最終利用者－電気通信事業者間の取引（最終利用者向けサービスの取引）

注目する電気通信サービス	弊社意見	
インターネット接続サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象事業者が「5万件以上の契約数を有する事業者」とされております。しかしながら、平成15年10月22日に開催されました競争評価カンファレンスにおける日本インターネットプロバイダ協会殿の資料において、売上高1億円以上の事業者が約50%とされております。市場状況を把握するためには少なくとも市場の半数程度の事業者からデータを収集すべきと考えます。したがって、「契約数5万人以上のISP」ではなく、「売上高1億円以上のISP」とすることが適当と考えます。 ・ ダイヤルアップ接続のAPに接続する場合、固定電話・携帯電話の双方が利用可能であることから、当該区分を行うことは不要と考えます。 ・ ダイヤルアップ接続は、回線設置場所に依存する性質のものでないことから、全国単位に変更すべきと考えます。 ・ 全国共通のAPを設置している場合もあることから、都道府県別AP設置数は不要であると考えます。 ・ 携帯電話によるインターネット接続サービスは独立して考えるべきと考えます。 ・ 「最終利用者向けサービス」との限定がありますが、ユーザー向けサービスを再販売するものについては、除外することは不可能です。 ・ IP-VPN及び広域イーサネットサービスによりインターネットに接続される場合は、契約数は端末回線ではなく、VPN単位になります。 	
インターネット接続回線サービス	加入電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットに接続する用途に限定された加入電話はないため、上記インターネット接続サービスの接続回線種別（再掲項目）で足りるものと考えます。
	ISDN	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイヤルアップ接続に関して、ISDNを区分する意義は薄いため、加入電話とあわせることが適当と考えます。
	xDSL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該足回り回線数について、料金設定権をもたないISPからのデータ提出は不要と理解しております。 ・ xDSLのみを提供する事業者（ISP事業を含まないもの）では、インターネット接続サービスに用いられているかどうか不明な場合があると考えます。

公衆無線LAN	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該足回り回線数について、料金設定権をもたないISPからのデータ提出は不要と理解しております。 ・ なお、公衆無線LANは契約者の申込み住所にて利用されるものではないため、公衆無線LAN基地局設置数にすべきと考えます。
携帯電話／PHS（パケット通信方式によるデータ通信）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイヤルアップ接続は、回線設置場所に依存する性質のものでないことから、随時接続型回線数は全国単位に変更すべきと考えます。
専用回線（高デジ、ATM専用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ （xDSLと同様の意見）
IP-VPN	<ul style="list-style-type: none"> ・ （xDSLと同様の意見）
広域イーサネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ （xDSLと同様の意見）
フレームリレー	<ul style="list-style-type: none"> ・ （xDSLと同様の意見）
ATM	<ul style="list-style-type: none"> ・ （xDSLと同様の意見）

以上

『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）』及び『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）』に対する意見書

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 〒108-8001
(ふりがな) とうきょうと みなとく しば
住 所 東京都港区芝五丁目7-1
(ふりがな) にっぽんでんきかぶしきかいしゃ
氏 名 日本電気株式会社
BIGLOBEじぎょうほんぶ
BIGLOBE事業本部
じぎょうほんぶちょう
事業本部長
たにぎし かずよし
谷岸 一善

電話番号

メールアドレス

『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）』及び『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）』に対する意見に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡担当者 日本電気株式会社

住所 〒108-8001 東京都港区芝五丁目7-1

電話番号

FAX

メールアドレス

別紙

『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）』及び『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）』に対する意見

平成15年11月4日

日本電気株式会社

首記の『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）』及び『電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）』は、平成14年8月7日に情報通信審議会から提言された『IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申』に述べられている、情報通信技術（IT）の急速な発展の中で、「IP時代の制度」として抜本的な制度改革（規制緩和／一種二種区分の撤廃等）を行い、「新たな競争の枠組みの導入」によって電気通信事業分野を発展・拡大させ、且つ、我が国経済の構造改革の促進・国際競争力の向上・利用者利益の最大化を実現させるために、当該市場にて市場競争が公正に行われているかの競争状況を正しく分析・評価し、よって競争政策を企画・立案すると云う取組みに関する基本方針（案）及び平成15年度の実施細目であり、その重要性に鑑み、高く評価するものです。

そう云う視点から、首記の意見募集に対し、以下に意見を述べます。

1. 競争状況の分析、評価について

（第一章1-3、第三章3-3、3-4、第四章4-1、4-3）

競争状況を正しく分析、評価するために、例えば、固定電話のように長い歴史の結果としてある程度画一化された単独サービスとして位置づけられるサービス分野の場合と今般分析対象となったインターネットサービスのように垂直的または水平的な市場競争・多様なサービス展開においてレバレッジや隣接市場との関係を必ずしも排除できないサービス分野がある場合との違いによって、定量的評価と定性的評価の順位と重み付けが異なる場合が有り得る事にも十分なご考慮を戴きたいと考えます。

因果関係で云えば、本文に記述されてる通り、サービスの本来的な効用と事業者の事業努力・営業努力が、利用者の満足度として一体となって評価されて始めて、電気通信事業者と利用者間での契約関係に至ることになるので、競争状況を正しく分析、評価するに当っては、その定量的結果を生む定性的な競争状況・競争要件がより重要な場面があるという考え方があります。

2. 情報の収集と公開について

（第二章2-2、第三章3-1、第四章4-1、4-3）

電気通信事業者および利用者から求める競争評価のための情報の定義は、基本的に、競争状況を正しく分析し評価するための必要条件であると考えます。

例えば、本文中にも当該記述がある通り、複数サービスのセットサービス、セット割引と云ったレバレッジは利用者にメリットをもたらす一方、競争を阻害する要因になる可能性があります。

この様なことをしっかり踏まえて、電気通信事業者および利用者から収集すべき情報の定義は、現状の競争状況を正しく分析し評価するに資するものであるべきと考えます。

しかしながら、これによって、当該電気通信事業者へ過度の負担を課すことや利用者アンケートを複雑化することになることは、実行面から極力避けるべきものと考えております。

従い、実行面において、定量的、定性的、いずれにおいても一律で完璧な情報収集と評価を求めることが困難であることを前提とせざるを得ないとするのが現実的であり、当局による最適化に委ねるのが最も合理的であると存じます。

具体的には、当局が個人向けアンケート調査として設定した設問によって利用者から収集した情報（定性的データ）は、当該事業者の経営・サービス内容・営業努力とその競争状況と結果を正しく評価するための大事な評価指標となり、当該アンケート結果が<電気通信事業者間の公正競争状況と利用者のサービス加入状況の因果関係を直接的に現す重要な評価指標>となるべきものと認識しております。

尚、当該の電気通信事業者から収集した定量的情報および利用者から収集した定性的情報の公開に当たっては、公開による市場への影響度、特に、本文にも記述のある様に、ネットワーク外部性（加入者が増えれば増えるほど利用者にとって当該サービスに加入する価値が高まる）を十分ご検討ご考察の上ご対応されることを強く要望いたします。

3. 平成15年度実施細目（案）について （第1、第3、第5）

今般、平成15年度の分析対象として「インターネット接続」領域が取り上げられましたが、一般にインターネットプロバイダと総称されている電気通信事業者、取り分け、回線設備を自ら所有しない現行の第二種電気通信事業者にとって見れば、インターネット接続サービスは利用者がインターネットを利用する際の接続手段の提供であって、其のインターネットへの接続サービス自体が事業の全目的ではありません。

インターネットプロバイダはプラットフォームに軸足を置き、インターネットの利用者およびコンテンツ・アプリケーションの利用者向けのサービス提供を当該の様々なインターネット接続サービスの提供と合わせて行っており、其のサービス提供形態は様々であり、電話サービスとの組み合わせも登場しております。当該のインターネット接続サービス領域における競争評価を正しく行う上で、上記した実態は極めて重要であると存じます。

例えば、NTT東西様のフレッツADSLなどのサービスは、利用者個人が当該サービス約款を見て、選択し契約するサービス形態となっているので、当該実施細目（案）の目的に

ずばり適うものと存じますが、ホールセールの場合は、当該インターネット接続サービスだけに閉じたサービス提供は行っておらず、当該サービス利用だけに閉じた利用者もいないこととなります。

よって、「インターネットへの接続を望む利用者」に関わる定量的データを求める場合には「インターネットアクセス回線サービス」それ自体の提供を目的とする当該の回線サービス事業者から直接的にデータを収集されるのが極めて有効であり効率的であると考えます。

尚、収集した当該データの公開に当たっては、機密情報の漏洩、事業者取引間の守秘義務などの側面から、また、前述したネットワークの外部性の観点から、インターネットプロバイダ個々の経営に直接的に影響を及ぼすことが想定されることから、十分にご検討ご考察の上でご対応されることを要望いたします。

4. 調査対象者と収集すべき情報について（平成15年度実施細目（案））

1) インターネット接続サービス

① 都道府県別AP設置数

元々、利用者向けのサービス提供の一貫としてHPやパンフレットなどで情報提供を行っているので、其の範囲での情報提供ができます。

② 都道府県別の契約数

3項に述べた通りを希望します。

③ 都道府県別売上高

会社の経営報告として個別的な売上高は公表しておりません。

④ 利用者向け料金

①に同じです。

2) 電気通信事業者間の取引①

NDAの厳守等により情報提供は控えさせて戴きます。

3) 電気通信事業者間の取引②

トランジットについては2)に同様です。

ピアリングについてはインターネットの性格上多数存在しており、競争評価の観点からはあまり有用性はないと考えます。

以上 ご案内の競争評価は公正な競争市場を育成拡大し、以って、わが国の産業の発展、国際競争力の強化に資するものであると評価し、対応必要な事項と考えておりますが、実行面では事業の実態に則し、当該電気通信事業者および利用者にとって過分の負荷とならないことを要望いたします。

以上

意見書

平成15年11月4日

総務省
総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課 御中

郵便番号 100-8116
(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち
住 所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
(ふりがな) にっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 日本電信電話株式会社
わだ のりお
代表取締役社長 和田 紀夫
メールアドレス [REDACTED]

平成15年10月7日付けで公告された「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

1. 今般の電気通信事業分野の競争評価については、実施の目的として「競争状況をめぐる認識を共有化し、行政の透明性や予見可能性を高める。」とされており、当社としてもその重要性を認識しているところです。

しかしながら、電気通信分野は技術革新が著しく、周辺分野とセットのビジネスモデルが登場する等、市場自体及びその中での競争の態様が複雑かつ流動的となっていることから、市場画定及び競争状況評価のいずれにも大きな困難が伴うものと考えます。

したがって、このような環境下での競争評価について、結果を硬直的に捉えることは、一面的な分析に基づく、あるいは時宜を逸した評価となりかねないことから、その評価結果について市場の変化を意識した解釈を行うとともに、その過程において関係者が意見を述べる機会が十二分に確保されるよう要望します。

2. 前述した競争評価の重要性及び変化の激しい電気通信分野に対応した評価を行うことの必要性を踏まえ、総務省におかれては、競争評価の具体的実施において、透明性を可能な限り高め、競争状況の評価についても評価の基準や判断理由、根拠データ等を具体的に明示して広く検証を可能とすべきと考えます。

具体的には、総合評価に関し、「競争的である」「競争的でない」の二分に馴染まない状況も予想され総合的な判断が必要との指摘に異論はありませんが、その総合的な判断にあたっては、判断基準を事前に明示すべきであり、さらに事後に、その判断について検証できるよう詳細な根拠が示されるべきと考えます。

(基本方針(案)43頁4-4)

3. また、情報収集については次のように考えます。

①対象事業者について

「全ての電気通信事業者から一律に情報を収集することは現実的ではない」とされていることについて異論はありませんが、情報収集を免ずる事業者については、事業者の平均的規模等の基準によるのではなく、対象とする市場の状況に合わせて決定すべきと考えます。(基本方針(案)14頁2-2-1)

②事業者間取引分野について

市場は「電気通信事業者と最終利用者との間に成立する取引分野として」画定されるとする一方で、事業者間の取引分野の影響を強く受けるため同分野についても情報を収集し分析するとされています。

しかしながら、前述のように変化の激しい電気通信分野においては最終利用者向け市場における競争状況の的確な分析を優先すべきであり、事業者間取引分野の情報収集は原則不要と考えます。

(基本方針(案)22頁3-3、実施細目(案)13頁(5)② 等随所)

③15年度の具体的な調査対象について

実施細目(案)には収集する情報が列挙されていますが、その情報がなぜ必要なのかについては示されていないことから、必要最小限の範囲を超えた収集とならないよう必要性を明示すべきと考えます。

(実施細目(案)12頁第3(5))

なお、前出①または地理的市場の画定におけるデータ取得の限界の場合のようにデータ取得が困難な場合または一部の事業者のみがデータを提出した場合には、その事情を斟酌して評価を行うべきと考えます。

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課御中

意見書

郵便番号 140-8544
東京都品川区南大井6丁目26番1
号
大森ベルポートA館
ニフティ株式会社
代表取締役社長
古河 建純

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する「基本方針(案)」及び「電気通信分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対して別紙の通り意見書を提出します。

(別紙)

平成15年11月4日
ニフティ株式会社

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する「基本方針(案)」及び「電気通信分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に関する意見

競争評価の制度の導入により電気通信サービスについて、競争状況について正確に把握、評価されるようになることは大きな意義のあることであると考えます。しかしその最初の事例としてインターネット接続が選ばれたことから、以下のような点についてご検討をお願いしたいと思います。

1. インターネット接続回線サービスに重点を置いた評価について

今年度の実施細目(案)では別添2において、収集すべき情報としてインターネット接続サービスとインターネット接続回線サービス(以下アクセス網)とがあげられております。このうちインターネット接続サービスは既に十分激しい競争状態にあり、インターネット接続サービス事業者(ISP)間よりも、ISPとアクセス網(ISDN,CATV,xDSL,FTTHなど)との取引が、最終利用者向けサービス市場の競争状況を大きく左右する要因としてあげられます。従いまして調査対象として、またデータの収集に際しましても、アクセス網を提供する事業者からのアクセス網に関するデータの収集を中心におかれることが、より客観的な競争状況の把握に資するものと考えます。

2. 市場画定における地理的区分について

アクセス網については、回線設備が設置されている地域でしか提供されない等という被拘束性があるため、市場画定に際して地理的要因の考慮が必要と思います。そのためのデータとしては既に都道府県単位ごとに地方総合通信局から公表されているADSL,FTTH,CATVについて月次での契約数や日本インターネットプロバイダー協会で行っている全国IPアドレス調査などで足りると思われれます。

一方インターネット接続サービスにつきましては、そもそも地理的及び設備についての被拘束性が低く、都道府県といったような地理的区分に基づく評価は有効性が低いと考えます。

3. 事業者におけるデータの不整合について

当社はユビキタスネットワークの提供をめざして、一つのユーザーIDでダイヤルアップや、PHS,無線LAN,ADSLなど複数のアクセス網の種別で利用できるようにしております。従いましてアクセス網の区分に基づいて会員種別を単純に切り分けることができません。従いましてデータの収集に際しては基準を明確にして必要最小限のものに留めていただきたいと思います。

4. 事業者を対象としたデータ収集に際しての事業者の負担について

当社はインターネットサービスの特性から全国単位でのビジネス展開をしております。またクレジ

ットカードを中心に決済しているという課金の仕組みなどから、都道府県単位でのマーケットを意識した事業展開はしていません。従ましてデータの提供は事業者が既にもっているものを中心として、できるだけ事業者の追加負担なく行われるべきかと思えます。

5. 事業者からのデータの収集と公表について

競争評価のために提出したデータの公開に際しましては、個々の事業者の内訳を伏せることや事業者名を推測されるところのないよう、慎重な配慮がなされるべきと考えます。さらに、事業者が守秘義務を持つ情報や公開していない経営に関する情報については除外するべきものと考えます。

6. 市場画定におけるダイヤルアップサービスの取り扱いについて

ダイヤルアップインターネットは衰退しつつあるサービスですので、競争評価を行う優先度は低いと考えます。また最近では、ダイヤルアップインターネットはブロードバンドと併用されていることが普通になりつつあります。競争評価を行うとするのであれば、現在発展しつつあるブロードバンドサービスに焦点を当てて健全な競争環境の育成という観点から競争評価が必要だと考えます。

以上

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目
(案)」に対する意見

平成15年11月4日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかふしきがいは

氏 名 東日本電信電話株式会社

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業
分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に関し、別紙のとおり意
見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

経営企画部

電話番号

FAX 番号

e-mail

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」
に対する意見

NTT東日本

1. 基本的考え方

(1) 評価結果の取扱いについて

今回、競争状況を、具体的なサービスや市場に即して詳細に分析・評価しようとする試みは、意義があることと考えておりますが、

- ① 電気通信分野は技術革新が激しく、特に最近ではIP化の進展によって新サービスの登場やサービスの統合・融合が短期間に実現されており、例えばIP電話・インターネット・放送がセットで提供されたりするなど、市場の変動・流動が激しい分野であること
- ② ある時点におけるデータにより市場を画定・評価することとなると考えられるが、評価結果を得る時点では市場が変動している可能性が高いこと

から、実際の評価結果については、あくまでも調査対象期間についての評価であり、その後の市場についてまで適用が可能であるとは限らないものであるという性格を有するものとして取り扱っていただきたいと考えます。

[対象箇所：基本方針(案) P.2～5, 9, 43]

(2) 定量的な指標と定性的な要因の分析について

評価にあたっては、例えばある事業者のシェアが高い等の定量的な指標の結果が出たとしても、それを以って市場支配力があると評価することは適切ではなく、その要因がネットワークのオープン化等が行われていないことによって生じているものなのか、各事業者の営業努力の結果であるものなのか等、定性的な要因を十分に分析することが不可欠であると考えます。

[対象箇所：基本方針(案) P.9, 22～23, 32～41]

2. データ収集に関する考え方

(1) データの収集について

競争評価のためのデータについては、報告規則や公表資料等既存のデータによることを基本に取り組んでいただきたいと思います。また、それ以外のデータが必要であり、各事業者に提出を求める場合においても、データ提出についてはコスト増を伴うことを十分斟酌していただき、必要最小限とするとともに、以下に掲げる環境を整備した上で、事業者に対し提出を依頼していただきたいと思います。

① 実施細目(案)において収集すべき情報として列挙されている項目は、その収集目的が不明確なものが多いことから、各事業者が納得して協力していくために、データ提出を各事業者に求める段階において、そのデータをどのように使用し、どのような比較・評価をしようとしているのか、説得力のある収集目的や用途を明示していただくこと。

② 全事業者を平等に取り扱い、全事業者が必要なデータの提出に同意していること。

〔 小規模事業者を対象外とすることは否定しないが、その基準は説得力のあるものとするべき。 例：ある県に特化した事業を行う小規模事業者の扱い 〕

そのためには、例えば、省令の規定によりデータ提出を要請する等、行政としてオープンな手続きを経て行うこと。

なお、過去の詳細なデータ等については、遡って把握することは不可能であり、提出は困難であります。

〔 対象箇所： 基本方針(案) P.14～15, 26 実施細目(案) P.12～13, 27 〕

(2) データ使用結果の確認について

各事業者が提供したデータが、仮に事務局において誤った解釈で整理され、その結果、誤った評価結果(案)が公表されるようなことがあると、企業価値・イメージを損なうことになりかねないことから、評価結果(案)の公表前に、提出データがどのように使用・評価されたのか、提出事業者が個別に確認する機会を設けていただきたいと思います。

〔 対象箇所： 基本方針(案) P.14～15 実施細目(案) P.12～13, 27 〕

平成 15 年 11 月 4 日
富士通株式会社

電気通信事業分野の競争状況の評価に関する「基本方針（案）」
「平成 15 年度実施細目（案）」に対する意見について

電気通信サービスの競争状況を正確に把握し、政策決定プロセスを透明化する競争評価の実施は、電気通信事業法の改正により一層発展が見込まれる電気通信市場における競争政策の効果的な立案・推進に資するものである。

手法の有効性については、有識者、事業者等を含めた関係者間で評価し、よりよい方法論の確立に向けた柔軟な対応を希望する。

また我が国の通信政策全般における競争政策と、その他産業振興政策、ユニバーサルサービス政策等との関係を明確にした上で、健全な市場の発展に貢献するようなものとなるよう期待したい。

1. 「基本方針（案）」について

(1) 競争評価の基本スタンス [P.4]

競争評価の実施にあたっては、より透明性を高め、また市場や事業者のビジネスの実態に即したきめ細かい分析を実施するために、現在の案に記載される意見公募だけではなく、事業者との密な意見交換を行なう旨明記してほしい。

(2) 情報収集と公開 [P.14]

①情報の収集について

対象となる事業者全てがデータを提出できるよう、収集するデータはなるべく必要最小限とすべきである。その上で、事業者間の公平性、データの正確性を担保するため、情報収集に関する法的な根拠に基づいた制度・ルールを導入、或いは非協力的な事業者やデータの虚偽報告等への対応を検討していただきたい。また事業者の作業負担を軽減するため、事業法の改正により電気通信事業者に課せられる報告事項とは、整合性の取れたものとすべきである。

②情報の公開について

「保護を要する情報については、集計、加工するなど、取扱いに注意する」とあるが、事業者が安心してデータを提供できるようにするために、企業秘密に関する情報等については守秘義務を明確に付し、目的外の利用を行わないことを特に確認したい。

③対象項目の決定にかかる事業者の意見提出機会について

収集対象となる情報について、実施細目案にて、「実施細目案に対する事業者の意見やその後の関係者からのヒアリングを通じて検証の上、分析が依拠する情報を定める」旨の記述がされているが(実施細目(案) P.12)、本内容は実施細目だけではなく、競争評価全体の方針とされるべきと考えるため、基本方針の中にも明記すべきと考える。

2.平成 15 年度実施細目 (案) について

(1) 供給者(電気通信事業者)側からの情報収集の方法と内容について [P.6]

①回線利用に際して「インターネット利用」「音声用」「データ用」が明確に区別され把握できる場合と、把握できない場合がある。事業者によって、区別の基準が異なると、実態に即したデータ収集ができない恐れがあるため、基準を明確にすべきと考える。

②表 1 において、ユーザが企業である場合、企業ユーザの本社機構が一括して契約することが多いため、事業者側がどこの地域で利用しているか把握するのが困難である。

(2) 需要者(利用者)側からの情報収集の方法と内容について [P.14]

企業ユーザについては『既に民間が実施しているアンケート調査結果などを活用して調査を進め、不足する情報を確定させながら最適な収集の方法自体を模索しつつ分析』とあるが、「民間が実施しているアンケート調査」等の信憑性を評価すべきと考える。

(3) 市場画定における利用者属性について [P.16]

個人向け／企業向けでは、利用目的や、契約当事者、料金・サービスレベルなどの違いがあるため、市場画定における利用者属性として、個人向け／企業向けの区別を行なうべきと考える。この利用者属性に

関する区別に従って、データを収集する際も、個人向け／企業向けのそれぞれのデータの必要性を十分に検討すべきと考える。

(4) 市場画定における地理性について [P.18]

企業ユーザに関しては、上記 2. (1) ②で述べたように、実態に即した地理的データの収集は困難である。従って有効な競争評価を行なうことができないことから市場画定における地理性は、企業ユーザに関しては考慮する必要はないと思われる。

(5) その他

①基本方針（案）において考慮すべき定性的要因分析が挙げられるが、今年度の対象であるインターネット接続サービスについて、特に下記について要因を分析・評価することが必要と考える。

- ・（グループ会社等との連携も含めた）電話サービス等とのバンドルサービス（支配力の梃子）
- ・携帯事業者による垂直統合的サービス（隣接市場からの競争圧力）

②インターネット接続サービスでは参入が容易であり、多様なビジネスモデルに基づく事業展開が競争を活性化させる反面、過度な料金競争によるビジネスの健全な発展が阻害される恐れもある。

サービスレベル（品質）と料金の関係がベストエフォートという言葉に代表されるようにきわめて曖昧となっていることも、健全な競争を阻害する一因になっていると考えられる。消費者保護に係るルール整備と着実な実施等を含めた競争政策全般の推進が重要と考える。

以 上

意見書

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課 御中

郵便番号 105-6205

(ふりがな) どうきょうとみなとくあたごにちょうめごぼんいちごう

住 所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

(ふりがな) ぼーだふおんかぶしきかいしゃ

氏 名 ボーダフォン株式会社

だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー だりる いー ぐりーん
代表執行役社長兼CEO ダリル・イー・グリーン

電話番号 [REDACTED]

FAX 番号 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(担当: [REDACTED])

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

<総論>

はじめに、「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成 15 年度実施細目（案）」につきましてこのような意見提出の機会を設けていただきましたことに厚く御礼申し上げます。

この度「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の検討結果を踏まえて競争状況の評価手法が具体化され、実施の運びとなりましたことは、公正競争の確保、市場メカニズムの補完という点から鑑み、弊社としましても歓迎致します。また、こうした競争状況の評価が、来年実施される電気通信事業法の改正に伴う競争の枠組みの見直しと時期を併せた形で実施されますことは、電気通信分野における競争の活性化を推進する上で有効な政策であり、行政のご尽力に深謝の意を表します。

なおこのような評価は、競争状況の判断にとどまることなく、評価結果に基づいたさらなる規制の見直し（競争が進展している分野における規制緩和及び非競争的分野における規制強化）の方向に推進されることが望ましいものと考えます。今回確立されました競争状況の評価手法が、電気通信事業の健全な発展に適切に寄与されますことを期待致します。

以下に「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（以下「基本方針」）（案）」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成 15 年度実施細目（以下「実施細目」）（案）」に関する弊社の基本的な見解を述べさせていただきます。

- ① 今回具体化されました電気通信分野における市場の確定方法及び競争状況の評価手法等につきましては、「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書（以下「報告書」）に沿うものであり、方向性につきましては概ね賛同致します。
- ② 今年度の競争状況の評価は初年ということもあり、必ずしも完成度が高いものではないと考えます。
従いまして、今年度顕在化した課題を次年度以降の対象分野の競争状況の評価過程で取り上げ、経済学上の各種手法の柔軟な採用及び先述の諸外国における競争評価手法の事例活用等をより積極的に行うことが必要であると考えます。こうした過程を経て、ベスト・プラクティスに沿った手法の改善・精緻化及び新手法の確立等を図り、完成度が高められますことを期待致します。
- ③ 基本方針（案）及び実施細目（案）においては、評価の判断箇所（委員会、研究会等）及び有識者の参画方法が明確になっておりません。公平性、中立性、透明性及び客観性を確保し、評価実行者による恣意的な運用を排除するためにも、基本方針（案）及び実施細目（案）にて取扱いを明確にさせていただきますことを要望致します。
- ④ 報告書で示されていた総務省と公正取引委員会との連携につきまして、基本方針（案）及び実施細目（案）ではあまり明確になっておりません。両者の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の下で実行される規制の諸概念の融合を図り、両法令が一貫した形で適用されることが必要であると考えます。また、国際的には、こうした連携がなければ規制の枠組みに不確実性及び不安定性をもたらすリスクが大きいと考えられています。
従いまして、総務省及び公正取引委員会が、情報の共有及び政策の構築等において両者間の連携を更に深めていただきますことを再度要望致します。

以上が弊社の基本的な見解となります。弊社といたしましては、本見解をお取り計らいの上、基本方針及び実施細目へ適切に反映いただきますことを要望致します。

尚、本基本方針（案）及び実施細目（案）における個別論点につきまして、下記のとおり弊社の見解・要望等を述べさせていただきますので、基本的見解と併せましてご考慮をお願い致します。

<基本方針（案）及び実施細目（案）の内容に関する個別意見>

1. 意見公募等の実施 [基本方針（案）5頁の1-2(5)、実施細目（案）4～5頁の第2.]

基本方針及び実施細目の策定にあたり、この度の意見公募の他、カンファレンスを開催し、意見聴取の場を設けていただきました行政のご配慮に改めて謝意を表します。

このような複数回かつ複数種類による意見聴取は、評価の公平性、中立性、透明性及び客観性を高めることにもなり、必要であると考えます。つきましては意見公募のみならず、次年度以降もカンファレンスのような公開討論の場を設けていただきますことを要望致します。

なお、関連分野の専門家等の協力、支援の具体的方法（場所、内容）につきましても、実施細目にて明確にさせていただきますことを要望致します。

2. 供給者（電気通信事業者）側からの情報収集の方法及び内容

(1) ネットワーク構築方法の定義 [実施細目（案）8～9頁の第3.(3)②]

ネットワーク構築方法のうち、携帯電話につきましては、「インターネット接続回線サービス」「インターネット接続サービス」の定義から、今回の評価の対象外のサービスを該当サービスとして誤認する可能性があります。

つきましては、実施細目への電気通信サービス別（加入電話、携帯電話等）の定義、又は対象となる具体的商品名の列挙といった方法により、定義を明確にさせていただきますことを要望致します。

(2) 情報の保護 [基本方針(案)14頁の2-2-1(3)、実施細目（案）11～12頁の第3.(4)]

企業秘匿性の高い保護すべき情報に加工・集計処理を施す際は、収集情報の加工基準及びその方法の明確化が必要であると考えます。また、加工情報の公表に当たっては、提出した電気通信事業者等（情報提供元）が意図する内容と加工情報が意図する内容とで乖離が生じないよう、事前に情報提供元へ確認を行うプロセス等も必要であると考えます。

以上を踏まえ、情報提供元への確認プロセス及び加工・処理の具体的方法につきまして、実施細目にて明確にさせていただきますことを要望致します。

(3) 個別の収集情報に関する対応可否等 [実施細目（案）30～35頁の表1～4]

弊社における以下の情報につきましては、保有若しくは把握しておりません。

- ・ 表1のインターネット接続サービスにおける都道府県別契約数及び都道府県別売上高
- ・ 表1のインターネット接続回線サービスにおける都道府県別契約数及び都道府県別売上高
- ・ 表2に関する情報全般

かかる実情をご考慮いただき、現実的に収集が困難な情報につきましては、提出対象から除外いただきますことを要望致します。

3. 「インターネット接続」の評価方法 [基本方針（案）25頁の3-5、実施細目（案）6頁の第3.(1)、同16から17頁の第5.(1)及び(4)]

報告書には「利用者から見た効用・機能に着目してサービスの同一性を勘案し、市場画定を進める考え方は、利用者の観点を重視したものであって合理的である」との考え方が示されて

おります。

この考え方に基づけば、「インターネット接続」において、個人と法人との両者から見た機能・効用（利用用途等）が異なると判断された場合には、定量的分析に加えて、当該機能・効用についても何らかの考慮が必要であると思われます。

すなわち、今年度の競争評価の市場確定に際しても、基本方針に則し、利用者の属性の違いに着目した分析が必要であると考えます。

4. 市場画定における地理性[実施細目（案）18～19頁の第6.]

現状、電気通信事業者の業務区域は各社各様のため、指定電気通信設備の指定における扱いと同様、各電気通信事業者の業務区域に応じた市場評価を行う必要があるものと考えます。

ただし、地理的市場で細分化を行った場合には、複数の地域に跨って事業を営む電気通信事業者又はグループにおける顧客基盤及び経営基盤の共有・レバレッジを見逃す可能性があります。

こうした点につきましては、別途何らかの定性的な評価を加える必要があるものと考えます。

5. 実施スケジュール[実施細目（案）27頁の第9.]

実施細目の確定及び競争状況の評価結果の取り纏め時期に加えて、収集情報の提出及びアンケート等の実施に関する時期及び期間につきましても、実施細目にて明確にさせていただきますことを要望いたします。

以 上

平成15年11月4日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

意見書

競争評価の方法等に関する実施細目(案)につきまして下記の通り意見を提出させていただきます。

—記—

1. インターネット接続回線サービスに重点を置いた評価について

実際細目(案)では、収集すべき情報としてインターネット接続サービスとインターネット接続回線サービスとがあげられております。このうちインターネット接続サービスは既に十分激しい競争状態にあり、インターネット接続サービス事業者（ISP）間よりも、ISPと接続回線サービスとの取引がサービス市場の競争状況を大きく左右する要因としてあげられます。従って調査対象、データの収集に際しては、インターネット接続サービスよりもインターネット接続回線サービス事業者からのデータの収集を中心におかれることが、より客観的な競争状況の把握になると考えます。

2. 市場画定における地理性について

インターネット接続サービスについては、そもそも地理的及び設備についての被拘束性が存在しないため、都道府県といったような地理的区分に基づく評価はふさわしくないと考えます。そのため、地理的にアクセス網の違う前提を無視してインターネット接続サービスを対象とした事業者間のシェアなどの把握を行っても正しい競争状況の把握はできないと考えます。

3. 事業者におけるデータの不整合について

ISP事業は事業者によって提供するサービス区分が異なるため、事業者共通のデータ基準が存在しない状況です。したがって、仮にデータが収集できたとしてもその正確性、公平性には問題があります。

4. データ収集に際しての事業者に対する負担について

当社ISP事業はそのサービスの特性から、都道府県単位でのマーケットを意識した事業展開はしていないのが実態です。よって仮に競争評価に供するデータを作成する目的のためだけに、都道府県別データを作成するために新たなシステム開発が必要となるなど、多大な労力と時間、コストの負担を強いられるもの

となり、妥当でないと考えます。

5. データ提出と公表について

会員数などのデータ公開は経営戦略上重要なものであり、経営方針や、IR上の整合性などの問題により提出が可能であるか疑問です。また事業者間取引においては、守秘義務があり、取引内容についての提出を求めることは、情報漏洩に直結することともなります。よって経営状況を示すような情報や守秘義務がある情報の場合は、できる限りその提出を求めるべきでないと考えます。

また、競争評価のために収集したデータは、当該分析評価のみに使用し、目的外には利用しないこととさせていただきますようお願いいたします。

以上

平成 15 年 11 月 4 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 様

(社)テレコムサービス協会
政策委員会

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業
分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する意見

標記のことについて、下記のとおり意見を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

1. 競争状況評価の基本方針(案)に対する意見

(1)基本方針案： 6～7頁 「1-3-1 分析対象を決める」について

ブロードバンド、インターネット、モバイルインフラなどの急速な普及に加え、これらのインフラを共通に結び付けるIP技術を基盤にしたサービスが続々と登場する現状において、競争評価を行う対象範囲に関しても、基本方針で述べられている5分野に限定せず、見直しを継続的に行うことが必要と考えられます。

競争評価の最終目的は競争を促進させ、利用者利益を最大化させることであると認識すると、特にこれら5分野は事業者側からのインフラに視点を当てた分類とも受け取られることから、今後はむしろ「利用者が見ているサービスとは何か？」の視点から対象分野を特定するべきであると考えます。

利用者からの視点を対象とすることによって、より市場画定が容易になるものとも考えられます。

また、「調査実施の間隔に関しては柔軟に対処する」となっておりますが、事業者側から見て、情報提供のための負荷作業が発生することから、調査対象市場ごとに間隔の一応の目安が提示されることを要望します。例えば一般的な企業における決算サイクル(4回、あるいは2回/年)が、サービスの急速な進展度合いから見ても適応可能ではないかと考えられます。

(2)基本方針案： 9～10頁 「1-3-3 競争状況を分析、評価する」について

競争状況の分析、評価にあたり、基本方針に示された手順に従い誰もがわかり易い定量的指標の多面的分析を行い画定市場について評価の実施を進めることに賛成いたします。しかしながら、定量的指標の評価にあたり次の点に十分な配慮をお願いいたします。

- ① 定量的な分析のみをもって明らかに競争が進展していると判断できる合理的な外形的基準とされる指標による結果が示されたときであっても、利害関係者にとどまらずその結果を広く公表し、意見を述べる機会を設けていただきたい。
- ② 各事業者における事業展開上、最も重要な要素は、営業戦略とその実行にあると言えます。例えば、ISP の事業展開における契約者拡大のためのマーケティングにおいては、1契約者獲得のための費用を推定し、獲得目標とする新規契約者数を乗じてマーケティング投資費用を算出することが一般的に行われています。この場合、獲得契約者数は消費されたマーケティング費用との相関が認められることが常です。あるいは、販売チャネル(代理店や取次店、または2次、3次プロバイダーなど)へのインセンティブの与え方でも成果は異なってきます。

そのため、特に営業戦略に関わる要因を、定量的、あるいは定性的に分類し、極力収集情報に含め分析されることが、実態との乖離を小さくする視点であると考えます。

2. 競争状況評価の平成15年度実施細目(案)に対する意見

(1) 平成15年度の対象範囲「インターネット接続」とすることについて

今後最もサービスが進展すると考えられ、かつ、更なる競争環境整備も必要な「インターネット接続」を、今年度の分析対象とすることは、非常にタイムリーであり賛成いたします。

(2) 供給者側(事業者)からの情報収集の方法と内容について

- ① 調査対象者(事業者)を5万件以上の契約者数を有するものとしているが、その結果、地域の ISP や小規模事業者がほとんど調査対象外になると考えられます。そのため、大手 ISP の実態のみを捉えて評価することで十分かとの疑問が生まれてきます。

さらに、評価における地理的要因も考慮すると、自治体などによる補助金制度やデジタルデバイド解消を目指し、特定地域がむしろ光化が進展していたり、小規模事業者間での競争の事実も相当あることから、作業量は拡大しますが原則全 ISP を対象とすべきとの考え方も存在します。

そのため、原則全 ISP を対象にすることの是非を再検討いただきたいことと、仮に対象範囲を限定するのであれば、その基準の妥当性を、明確にしていきたいと考えます。

例えば、原則全 ISP を対象にする場合は、未回答もある前提で以下のような対応案も考えられます。

- ・ 5万件以上の契約者数を有する ISP の場合は実施細目案に記載された情報提供をお願いします。
- ・ 5万件以下の場合は、5万件以上と比べ、ある程度の傾向が確認される可能性のある項目のみに簡素化し、事業者の作業負担を軽減することで情報提供をお願いします。

- ② 事業者にとって、情報提供のためのシステム改修や運用が過度な負担とならないよう、収集項目に関しては継続した見直しをお願いいたします。
- ③ 事業者の状況などから、情報の提供が困難な場合も想定されることから、その場合の扱いも十分

検討し明記しておく必要があると考えます。

3. その他

競争評価に係る市場評価や政策の決定に当たっては、幅広い視点からのデータの収集と活用を切望するものであります。特に、第二種電気通信事業者は、地域に特化した事業者でありながら複数の電気通信サービスを提供している事業者が多数存在しており、このような事業実態を踏まえたデータの収集と活用が必要と考えます。

当協会においては、これら多様なサービスを提供する会員事業者で構成される団体であることに加え、原則自由競争下での電気通信市場の監視活動等を積極的に行うための委員会活動等を行っており、市場監視活動結果のデータを蓄積して行く考えであります。

今後の競争評価に係る市場評価等の検討に当たっては、是非とも、これらのデータを活用され、多面的なデータをもとに、政策を決定されるよう切望するものであります。

以上

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

2003年11月4日

東京都渋谷区桜丘町3-24カコー桜ヶ丘ビル6階
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
Tel. [REDACTED] Fax. [REDACTED]

事務局長 中村龍太郎

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び
「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目（案）」
に対する意見

競争評価の制度の導入により電気通信サービスについて、競争状況について正確に把握、評価されるようになることは大きな意義のあることであり、賛成いたします。また、その最初の事例としてインターネット接続が選ばれたことで、インターネット接続サービス事業者（以下「ISP」という。）で構成する当協会としては大きな影響を受けるところであることから、当会では事業者間において実施細目案を詳細に検討し、以下総論と各論に分けて意見を提出させていただきます。

総論

1. インターネット接続回線サービスに重点を置いた評価について

今年度の実施細目(案)では別添2において、収集すべき情報としてインターネット接続サービスとインターネット接続回線サービス(以下アクセス網)とがあげられております。このうちインターネット接続サービスは既に十分激しい競争状態にあり、インターネット接続サービス事業者(ISP)間よりも、ISPとアクセス網(ISDN, CATV, xDSL, FTTHなど)との取引が、最終利用者向けサービス市場の競争状況を大きく左右する要因としてあげられます。従いまして調査対象として、またデータの収集に際しましても、インターネット接続サービスよりもアクセス網を提供する事業者からのアクセス網に関するデータの収集を中心におかれることが、より客観的な競争状況の把握に資するものと考えます。

2. 市場画定における地理的区分について

アクセス網については、回線設備が設置されている地域でしか提供されない等という被拘束性があるため、市場画定に際して地理的要因の考慮が必要と思います。そのためのデータとしては既に都道府県単位ごとに地方総合通信局から公表されているADSL, FTTH, CATVについて月次での契約数や当協会で行っている全国IPアドレス調査などで足りると思われれます。

一方インターネット接続サービスにつきましては、そもそも地理的及び設備についての被拘束性が存在しないため、都道府県といったような地理的区分に基づく評価はふさわしくないと考えます。そのため、地理的にアクセス網の違う前提を無視してインターネット接続サービスを対象とした事業者間のシェアなどの把握を行っても正しい競争状況の把握はできないと考えます。

3. 事業者におけるデータの不整合について

ISPは事業者のサービス提供区分が事業者により複数に区分をまたがっている場合があるなど契約者が重複した区分になることなどが考えられ、契約単位についても事業者によって一律ではないなど、サービス分野について事業者共通のデータ基準が存在しない状況です。従って各種データについては分類上の問題などからそもそもデータが提出できない事業者が存在します。そのような場合、仮にデータが収集できたとしてもその正確性、公平性には問題があります。従いましてデータの収集に際しては基準を明確にして必要最小限のものに

留めていただきたいと思います。

4. データ収集に際しての事業者に対する負担について

ISPはそのサービスの特性や課金の仕組みなどから、今回の調査対象となる5万件以上の契約数を有するISPにおいて、都道府県単位でのマーケットをあまり意識した事業展開はしていないのがほとんどであり、仮に競争評価に供するデータを作成する目的のために、都道府県別売上データや都道府県別契約者数を作成することにより別の新たなシステム開発が必要となるなど、ほとんど全ての事業者に対し多大な労力と時間、コストの負担を強いるものとなり、妥当でないと考えます。

5. 事業者からのデータ収集について

会員数などのデータ公開は事業者の経営戦略上重要なものであり、個々の企業の経営方針や親会社の意向、IR上の整合性などの問題により一律に提出が可能であるかも疑問です。特に事業者間取引においては、守秘義務がある場合があります、また経営状況に関する取引内容等についての提出を求めることは、情報漏洩に直結することともなり、その扱いは慎重に行われるべきであると考えます。以上の理由で、守秘義務がある情報や経営状況を示すような情報の場合は、情報漏洩の面からも、できる限りその提出を求めるべきでないと考えます。

6. 事業者から収集したデータの公表について

競争評価のデータが公開されることになりますと、市場に対して誤解を与える結果となることも考えられることから、事業者の経営がやりにくくなるなどの悪影響をもたらすという可能性が多分に考えられ、提出したデータの公表に際しましては、個々の事業者の内訳を伏せることはもちろん、さらに公表の仕方によっては、事業者名を伏せたとしても、その特定が可能となる場合がありますので、推測などされることのない公表の仕方をしていただきますよう強く要望いたします。各々のデータにはそれに至る経緯があり、定性的な分析を欠いて定量的結果だけの公表をすることには問題があると考えます。

また、競争評価のために収集したデータは、当該分析評価のみに使用し、目的外には利用しないこととしていただきますようお願いいたします。

各論

「調査対象者と収集すべき情報」としてあげられている各項目につきまして、当会ではいくつかの事業者にアンケートをとり、検討するためのワーキンググループを開催しました。その結果事業者団体として以下のようにご提案いたします。

(1) インターネット接続サービス

1. 都道府県別AP設置数

本件についてはおおよそのところでの情報収集が可能と思われませんが、MA数のみ報告可能という例も見られます。

2. 都道府県別契約数

本件につきまして、加入電話・ISDN・携帯（PHS）・xDSL・FTTH など、個別のデータを収集すべきとされておられますが、提出したくとも把握そのものが不可能という事業者が多くあります。実際に、加入電話・ISDN・携帯（PHS）からのアクセスは区別することが不可能な場合が多くあります。また把握可能ではあっても、負担が大きすぎる、戦略上報告不可能であるという事業者からの回答が寄せられており、実質困難ではないかと考えます。

3. 都道府県別売上高

本件につきましては、提出したくとも把握そのものが不可能という事業者が多くあるほか、把握可能ではあっても、負担が大きすぎる、戦略上報告不可能であるという事業者からの回答が寄せられており、実質困難ではないかと考えます。

4. 利用者向け料金

本件についてはおおよそのところでの情報収集が可能と思われませんが、

●電気通信事業者間の取引①

卸電気通信役務（約款再販も含む）

本件につきましては、相手方事業者名と提供区間及びその年間支払額を報告すべきデータとされておりますが、把握可能ではあるものの、戦略上、あるいはNDA規程のためなどの理由で事実上報告不可能です。

1. 相互接続

本件につきましては、相互接続先事業者名と提供区間及びその年間支払額を報告すべきデータとされておりますが、把握可能ではあるものの、戦略上、あるいはNDA規程のためなどの理由で事実上報告不可能です。

●電気通信事業者間の取引②

本件につきましては、トランジット・ピアリングにおける相手先事業者名とその年間支払額を報告すべきデータとされておりますが、把握可能ではあるものの、戦略上、あるいはNDA規程のためなどの理由で事実上報告不可能です。またピアリング先は多岐・多様にわたるため、報告が困難な場合もあります。

●伝送路設備の設置状況

本件につきましては、事業者が限られており、現状報告されているデータで十分ではないかと考えます。

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針（案）」

および「平成 15 年度実施細目（案）」に対する意見

2003 年 11 月 4 日
（社）日本経済団体連合会
情報通信委員会
通信・放送政策部会

去る 7 月に公表された総務省の「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書の提言等を受け、今般、同省より、電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針および今年度の実施細目の案が公表された¹。

そこで、総務省の上記研究会報告案に関して提出した意見²を踏まえ、基本方針等の案について、下記の通りコメントする。

（* 括弧内のページ番号は、特に断らない限り、基本方針案の該当ページ）

記

1. 通信市場が独占から競争への過渡期にある中で、通信行政の役割は、競争の促進にはつながらず、むしろそれを妨げている規制を撤廃する一方、競争促進のために必要な最小限のルールを設け、市場支配力を有する事業者とそれ以外の事業者との間に公正な競争が有効に機能する環境を整備することにある。この点に鑑みれば、競争評価は、「市場支配力を有する事業者が存在するがために、競争が有効に機能していないと考えられる市場」を対象として実施されるべきである。

この点、基本方針案は、競争評価の対象範囲を「競争の進展状況について政策的な関心が高い領域全体」（6 ページ）としているが、上記のような方針を明確にすることによって、評価が裁量的あるいは非効率なものに陥るのを避け、

¹ http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031007_2.html を参照。

² <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/059.html> を参照。

競争の進展状況を適切に反映した政策を展開することが可能となる。

2. 市場支配力は通信サービスの提供に不可欠な機能を有しているか否かに依然として大きく左右されると考えられることから、「電気通信事業者間の取引」を最終利用者向けサービスの市場における「競争評価の重要な要素」（22～23ページ）として位置付けるだけでなく、最終利用者向けサービスと同等に競争評価の対象とすべきである。

なお、今年度の評価の対象とされている「インターネット接続」（最終利用者向けサービスの取引としては、「インターネット接続サービス」と「インターネット接続回線サービス」の2つに分類されている）のうち、「インターネット接続サービス」については、実施細目案が指摘するとおり、それを提供している電気通信事業者の数が7,500を超えており（実施細目案12ページ）、既に競争が相当程度機能していると思われる。一方、最終利用者がISPの設置するアクセスポイントに接続してインターネット接続サービスの提供を受けるための「インターネット接続回線サービス（ISDN、CATVインターネット、xDSL、FTTH、FWAなど）」は、電気通信事業者間の取引が最終利用者向けサービスの市場の競争状況を大きく左右する要因としてあることから（実施細目案7ページ）、「インターネット接続回線サービス」に焦点を当てて競争評価を実施することが適当である。

3. 競争評価の目的は、現に適用されている競争ルールが市場における競争の実態から乖離している場合に、その状態を是正することにあると考えられる。この点、今回の基本方針案は、「競争状況を正確に把握すること」、「競争状況をめぐる認識を共有化すること」に中心がおかれており（2～3ページ）、評価結果の政策への反映については、「分析の結果から、競争が有効に機能している、あるいは逆に機能していないと総合的に評価できる場合には、その考え方を示し、そうした競争状況の下での規律のあり方にも言及する」（43ページ）としているに止まる。

したがって、競争評価の政策への反映については、個々の競争評価の結果を注視していくことになるが、前述の総務省研究会では、競争評価等を行なう主体をめぐって議論があり、報告書でも公正取引委員会等の参画に言及した経緯に鑑みれば、競争評価やその結果に基づく政策措置の必要性の判断における公正性、透明性、中立性の確保には十分配慮する必要がある。この点、意見公募（４～５ページ）の実施は当然として、評価とそれに基づく競争ルールの策定・執行を担う機関が、事業者を含め利害関係者から独立していることが求められる。また、中長期的な視点に立って、自由かつ公正な競争の確保という政策目標を一貫して追求するため、短期的な利害の調整に陥りがちな政治的介入を受けないようにすることが重要であると考えられる。

以 上

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する意見

平成15年10月31日
神戸市外国語大学
林 秀弥

〔全体的な意見〕

全体として分析は的確であり、市場画定の考え方において基本的に誤りはないと考える。ただし、以下に述べるように、疑問点、明確にすべき点、および修正すべき点が残されていると考えるので、以下に、筆者の意見を提出する。なお、頁は、小冊子「実施細目(案)」の該当頁である。

①〔16頁ないし17頁〕

「第5. 市場画定における利用者属性について」では、「年齢」「利用目的」については「勘案しない」とされているが、疑問である。市場画定において、利用目的は、重要な考慮要因の一つである。たとえば、大阪―札幌間の移動において航空機と鉄道が同じ市場に含まれるかどうかが仮に問題となったとしよう。両者ともに、旅客の移動手段であり、旅客を定められた時刻に目的地まで運ぶという機能面においては代替性を有すると考えられる。しかし、大多数のビジネス目的の旅客にとっては、時間と費用の点から両者を現実に代替性のあるものとは考えないだろう。一方、観光目的の旅客にとっては、逆に、両者に一定の代替性があると考えられるかもしれない(特に、時間や費用を気にせずゆったりと旅行を楽しみたいと考える中高年(定年退職後)の客にとっては、そう考える割合は高いかもしれない)。以上は、教科書事例であり、極端な例ではあるが、似たような局面は、情報通信事業でも可能性としては起こりうるのではないか。少なくとも、「勘案しない」と断言するのは少し言い過ぎではないかと考える。

②〔19頁〕

冒頭に、「インターネット接続サービスとインターネット接続回線サービスは同一サービスではないが、両者は一体的に利用者に提供されているので、このような関係を意識して分析を進める」とあるが、どのように意識して分析を進めるのか、分析手法を可能な限り明確にすべきではないか。「意識して分析を進める」ことそれ自体は正しいが、重要なのは「その先」であり、できる限り、分析手法について説明することが、規制の透明性・明確性の点からも重要なものと考えられる。

確かに、インターネット接続サービスとインターネット接続回線サービスは需要面での代替関係にはない。しかし、供給面での代替性はあると考えられる。両者を一体的に利用者に提供する事業者が少なくないのは、かかる供給面での代替性があることを強く推認させるものともいえよう。仮にそうだとすると、その場合、両者間で需要の代替性はないから両者を一応別個の市場と見つつ、市場画定後の「競争状況評価」の段階において、かかる供給の代替性を考慮するのであろうか(「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」の3-2によれば、そのように読める)。供給の代替性として考慮する可能性があるのなら、そのように示すのが望ましく、「意識して分析を進める」とするだけでは、説明として抽象的であるとのそしりを免れないのではないかと考える。

③ [19頁の(2)]

地域性の考慮は接続回線サービスの地理的市場画定の際に極めて重要な考慮要因であるのは、指摘の通りだが、問題はどうか、であって、その考慮方法の検討と明示は、必要ではないか。これは、上記意見②と同様の問題意識からの意見である。

④ [25頁ないし26頁]

「第8. 競争状況の判断に採用する外形的基準について」では、日本およびECの独禁当局が合併審査基準として採用するシェア・市場集中度基準の両方を「試験的に採用する」とするが、たとえ試験的であるにせよ、慎重になされるべきではないか。いうまでもなく、合併審査と電気通信事業分野における競争状況評価(以下「競争状況評価」)とは、目的において相違があり、単純に合併審査の基準を競争状況評価に援用できるのか、あるいは援用してよいのかについては、真剣かつ周到な考察が必要であると考えられる。また、日本とECの基準を「両方」採用するとするが、両者の基準には、指標においても基準のスレスホールドにおいても違いがあるので、それらの違いを踏まえて、競争状況評価にとって適切な外形的基準のあり方を検証する必要があると、試験的であるにせよ、なぜに、「日本」と「EU」の「合併」審査基準を「両方」採用するのか、その説明が十分に施されているとは言いがたく、議論として唐突の感が拭えない。

もともと、26頁には、「本競争評価に外形的基準を採用することの是非、あるいは採用するとしてその基準の妥当性は、今後の実践を通じて引き続き検証していく」とある。このような「実施細目(案)」の姿勢は、貴重かつ重要な試みであり、賛成である。今後、電気通信事業分野の特性を踏まえた外形的基準の検討を期待したい。

⑤ [その他]

その他の点として、「実施細目(案)」では、市場画定については、詳細に分析手法が明示されているのに、市場画定後の競争評価の部分、特に定性的要因分析の説明については、記述がないのは、分析としていささか片手落ちではないか。これについては、「基本方針(案)」において説明が施されている(4-3 参照)。しかし、そこでも、基本的に考慮要因の羅列であり、分析の判断手順(アルゴリズム)が示されていない点で、踏み込みの足りなさを感じる。この問題は、「競争状況評価」の分析枠組みの明確性・透明性・信頼性にも関わる非常に重要な課題であるので、今後、電気通信事業分野の特性を踏まえたアルゴリズムの開発・構築の検討がなされるべきと考える(これが非常に難しい作業であるのは予想されるところではあるが、仮に、かかる検討の結果、そのようなアルゴリズムの構築が困難であったとしても、「困難である」ということが分かるという意味において、また困難であることの根拠が明確になりうるという意味において、かかる検討は、それ自体として、きわめて有意義なものである)。